

インベスコ 世界厳選株式オープン

<為替ヘッジあり> (毎月決算型) / <為替ヘッジなし> (毎月決算型)

愛称: 世界のベスト

追加型投信 / 内外 / 株式

インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 (受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	: インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹
本店の所在の場所	: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

- ◇本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。
- ◇インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）／＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月16日に関東財務局長に提出しており、2026年9月17日にその届出の効力が生じております。
- ◇本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ 世界厳選株式オープン
 <為替ヘッジあり>（毎月決算型）／<為替ヘッジなし>（毎月決算型）
 愛称：世界のベスト

投資信託説明書（請求目論見書）目次

第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第 1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	13
3	投資リスク	22
4	手数料等及び税金	28
5	運用状況	35
第 2	管理及び運営	46
1	申込（販売）手続等	46
2	換金（解約）手続等	47
3	資産管理等の概要	49
4	受益者の権利等	52
第 3	ファンドの経理状況	53
1	財務諸表	56
2	ファンドの現況	87
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要	88
第三部 委託会社等の情報		89
第 1	委託会社等の概況	89
1	委託会社等の概況	89
2	事業の内容及び営業の概況	90
3	委託会社等の経理状況	91
4	利害関係人との取引制限	118
5	その他	118
信託約款		119

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）

インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）

以下、両ファンドを総称して、またはそれぞれのファンドを「当ファンド」もしくは「ファンド」という場合があります。

また、「インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）」を「＜為替ヘッジあり＞」、「インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」を「＜為替ヘッジなし＞」という場合があります。

ファンドの愛称を「世界のベスト」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
 - ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関※の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ※社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
 - ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の合計で10兆円を上限とします。

*受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額※¹とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

スイッチング※²による発行価格も、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※1 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に＜為替ヘッジあり＞は「世界厳選有」、＜為替ヘッジなし＞は「世界厳選無」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※2 「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。スイッチングとは、「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成するいずれかのファンドを換金した場合の換金代金をもって、その換金の申込日に他の構成ファンドの購入の申し込みが行われ、かつ当該購入の申し込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。スイッチングによる換金の際も信託財産留保額がかかります。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

- ・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。

※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。

- ・「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2026年9月17日から2027年3月18日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9) 【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払ください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

※ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

※ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12) 【その他】

- ・ 申込証拠金はありせん。
- ・ 購入代金には利息を付しせん。
- ・ 日本以外の地域における発行はありせん。
- ・ クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありせん。
- ・ ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 ※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の合計で金10兆円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	資産複合	
	債券	その他資産

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、その他 資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の 記載があるもの ※ファンドが投資対象とする投資信託証券 （親投資信託）は、株式（一般）を投資対 象としており、ファンドの実質的な投資 収益の源泉は株式（一般）です
	（一般）	
	（大型株）	
	（中小型株）	
	債券	
	（一般）	
	（公債）	
	（社債）	
	（その他債券）	
	（クレジット属性）	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
	（資産配分固定型）	
	（資産配分変更型）	
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年12回 （毎月）決算する旨の記載があるもの
	年2回	
	年4回	
	年6回（隔月）	
投資対象 地域	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、組入資 産による投資収益が世界の資産を源泉とす る旨の記載があるもの ※なお、ファンドにおいては「世界の資産」 の中に「日本」を含みます
	日々	
	その他	
	グローバル	
	日本	
投資形態	北米	目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資 されるものを除く。）を投資対象として投資 するもの
	欧州	
	アジア	
	オセアニア	
	アフリカ	
為替 ヘッジ※	中南米	目論見書または信託約款において、為替の フルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッ ジを行う旨の記載があるもの
	中近東（中東）	
投資形態	エマージング	目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資 されるものを除く。）を投資対象として投資 するもの
	ファミリーファンド	
為替 ヘッジ※	ファンド・オブ・ファンズ	目論見書または信託約款において、為替の フルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッ ジを行う旨の記載があるものまたは 為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	＜為替ヘッジあり＞：為替ヘッジあり （フルヘッジ）	
為替 ヘッジ※	＜為替ヘッジなし＞：為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替の ヘッジを行わない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

*ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

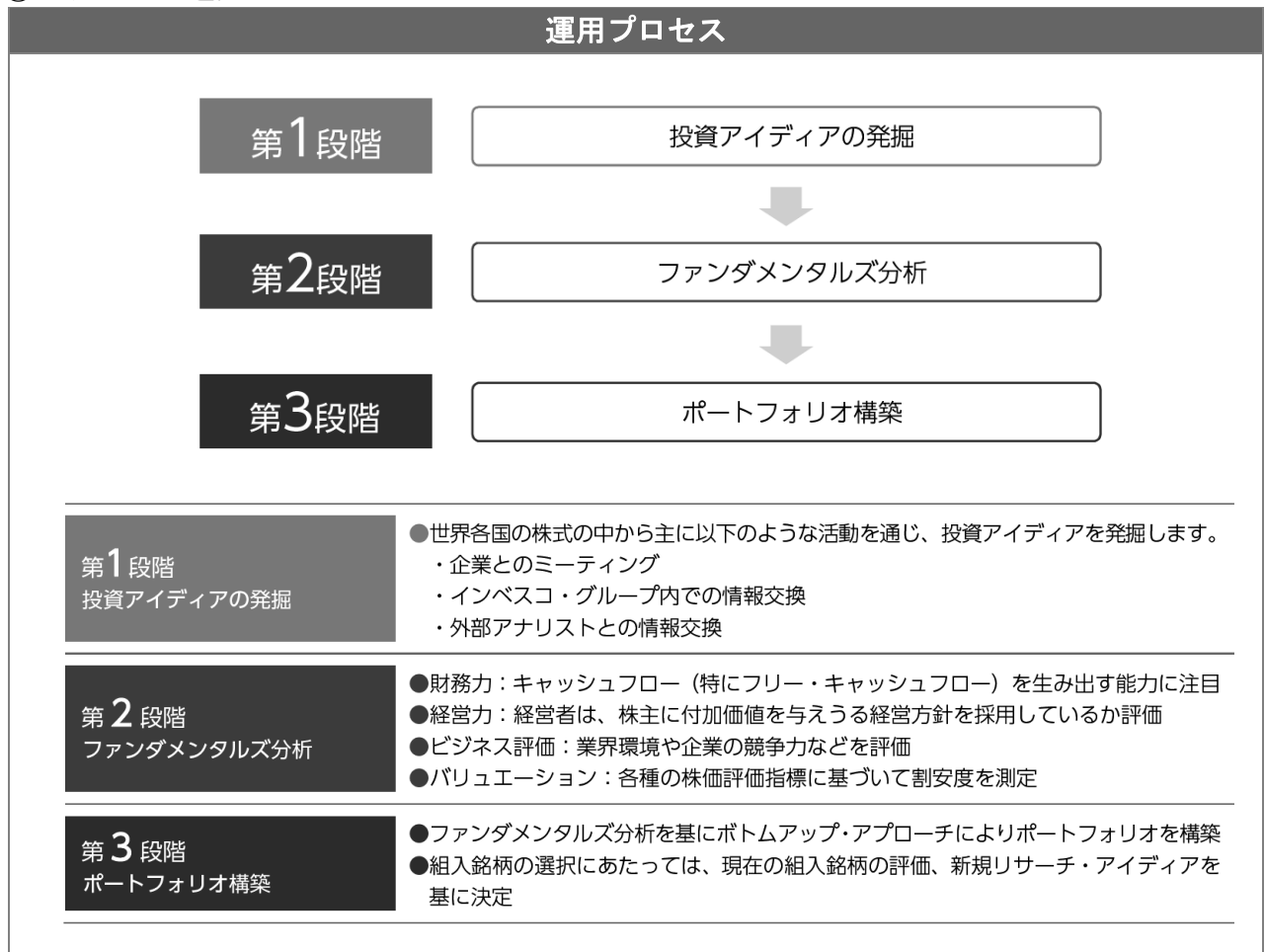
1.	主としてマザーファンド※¹受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較で見た割安銘柄を厳選し投資します。 ※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」です。
2.	銘柄選択にあたっては、独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタルズ分析と株価の適正水準評価等に基づくボトムアップ・アプローチにより行います。
3.	為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。 <為替ヘッジあり>では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 <為替ヘッジなし>では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
4.	毎月の資金受け取りニーズに対応したファンドです。 - 運用を継続しながら、毎月一定水準※²の分配金を支払うことで、受益者の資金受け取りニーズに対応する商品です。 - 分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。ファンドの分配方針に基づき、各期に支払われる分配金は、各期中に発生したファンドの投資収益の範囲内で支払われる場合のほか、投資収益の範囲を超えて支払われる場合があります。 - 各期中に発生したファンドの投資収益の範囲を超えて分配金が支払われる場合は、前期までの繰越分などを加えて支払うことがあります。この場合、当期の分配金支払後基準価額が前期の分配金支払後基準価額と比べて下落します。 ※2 ファンドが毎月支払う分配金の水準は、委託会社が分配方針に基づき決定し、一定期間維持することを基本とします。ただし、委託会社は運用状況によりその水準の見直しを行います。また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 *詳しくは、「2. 投資方針（4）分配方針の「収益分配金に関する留意事項」」をご確認ください。

5.	＜為替ヘッジあり＞はMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）※³、＜為替ヘッジなし＞はMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）※³をベンチマーク※⁴とします。 ※³ ◇MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）とは、MSCI Inc. が算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）の数値です。MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とは、MSCI Inc. が算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。 ◇MSCIワールド・インデックスは、MSCI Inc. が算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCI Inc. の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc. のサービスマークです。 ◇この情報はMSCI Inc. の営業秘密であり、またその著作権はMSCI Inc. に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。 また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。 ◇MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。 ※⁴ ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
6.	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、オックスフォードシャー）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
7.	ファミリーファンド方式※⁴で運用を行います。 ※⁴ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。 なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 <pre> graph LR Investor[投資家(受益者)] -- 購入代金 --> BabyFund BabyFund -- 分配金・償還金・換金代金など --> Investor BabyFund -- 投資 --> MotherFund[インベスコ 世界先進国株式マザーファンド] MotherFund -- 損益 --> BabyFund MotherFund -- 投資 --> Investment[日本を含む世界各国の株式など] Investment -- 損益 --> MotherFund subgraph BabyFund [ベビーファンド] B1[インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)] B2[インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)] end </pre> *「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。スイッチングによる換金の際も信託財産留保額がかかります。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

⑤ ファンドのポイント



⑥ ファンドの運用プロセス



◆ ファンドの運用プロセス等は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

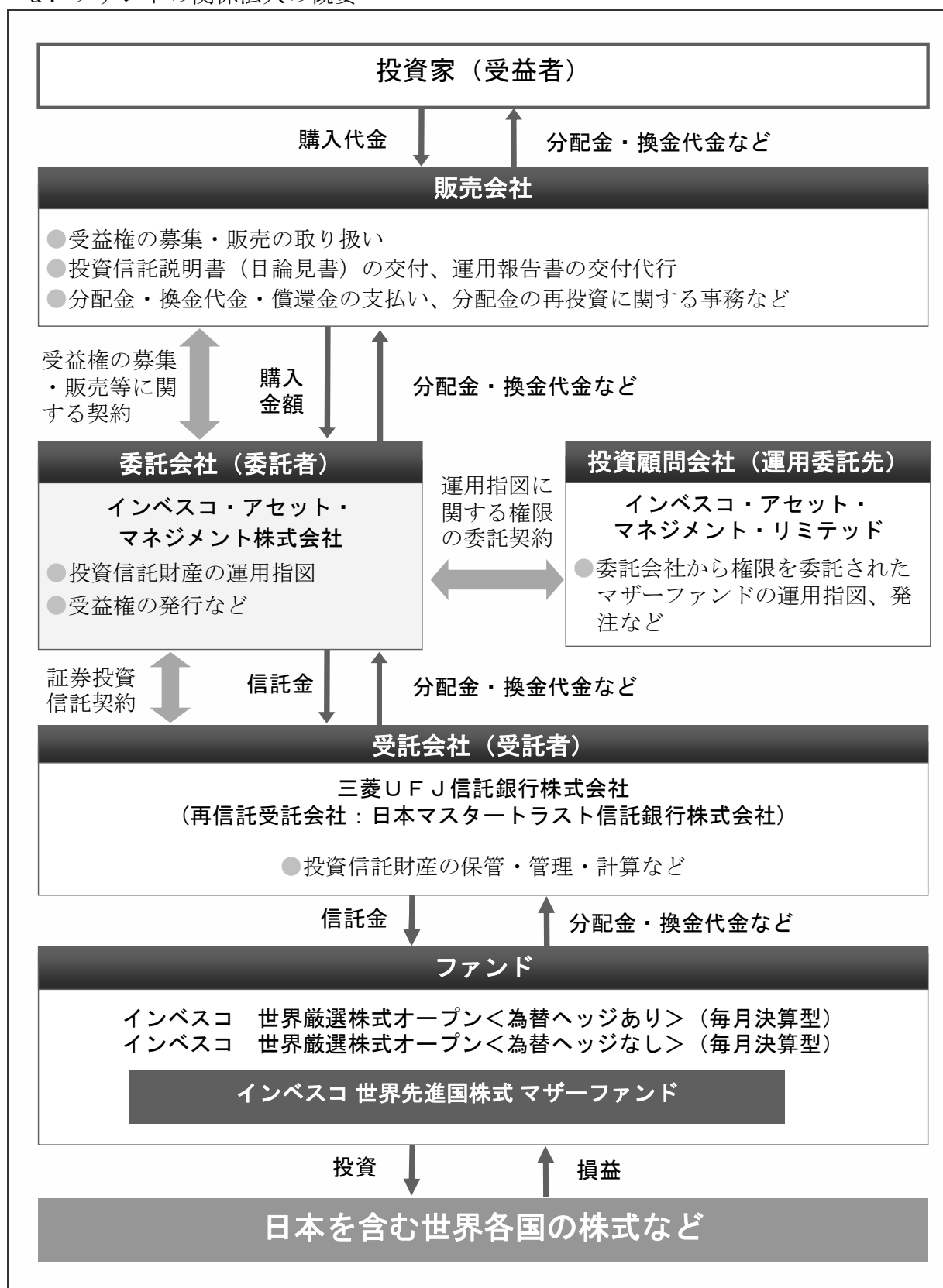
(2) 【ファンドの沿革】

1999年 1 月 7 日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
2002年 2 月11日	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドとマザーファンドの運用指図に関する権限の委託契約を締結
2007年 1 月 4 日	投資信託振替制度への移行
2010年 7 月 5 日	委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社（現インベスコ・アセット・マネジメント株式会社）に変更 マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドからインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに変更 ファンドの名称を「モルガン・スタンレー 世界株式オープン Aコース」から「インベスコ 世界先進国株式オープン Aコース」に、「モルガン・スタンレー 世界株式オープン Bコース」から「インベスコ 世界先進国株式オープン Bコース」にそれぞれ変更
2016年 9 月20日	ファンドの名称を「インベスコ 世界先進国株式オープン Aコース」から「インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）」に、「インベスコ 世界先進国株式オープン Bコース」から「インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」にそれぞれ変更 決算日を年 2 回（原則として、毎年 6 月23日および12月23日）から、年12回（原則として、毎月23日）に変更（2016年12月27日以降に開始される計算期間から適用）

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先） インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社（運用委託先）と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が運用委託先に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる運用委託先の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	4,000百万円（2026年6月末現在）			
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更			
大株主の状況	（2026年6月末現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ファアー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	・主としてインベスコ 世界先進国株式 マザーファンド受益証券に投資します。 ・実質外貨建資産については、以下の運用を行います。 <為替ヘッジあり> 為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 <為替ヘッジなし> 原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a. 株券または新株引受権証券 b. 国債証券 c. 地方債証券 d. 特別の法律により法人の発行する債券 e. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f. コマーシャル・ペーパー g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの h. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じです。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じです。） i. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） j. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） k. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） l. 外国法人が発行する譲渡性預金証券 m. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） n. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。） o. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべき
-------------	---

	もの p. 外国の者に対する権利で前 o. の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン d. 手形割引市場において売買される手形 e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの f. 外国の者に対する権利で前 e. の権利の性質を有するもの *前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

①インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの運用体制

運用体制図	
<pre> graph TD CIO[チーフ・インベストメント・オフィサー (C I O)] UK[英国・欧州 株式チーム] Global[グローバル 株式チーム] Asia[アジア・ エマージング 株式チーム] FI[債券チーム] MA[マルチ・アセット・ チーム] CIO --- UK CIO --- Global CIO --- Asia CIO --- FI CIO --- MA </pre>	
マザーファンドの運用体制の概要	委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。 マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドのグローバル株式チームが担当します。

②ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（4名程度）は、運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているファンドのガイドライン・モニタリングをサポートし、その結果異常がある場合はリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてクライアント・リレーションズ本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・クライアント・リレーションズ本部（15名程度）は、運用委託先およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、クライアント・リレーションズ本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ・クライアント・リレーションズ本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 *「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧ください。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・運用委託先の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

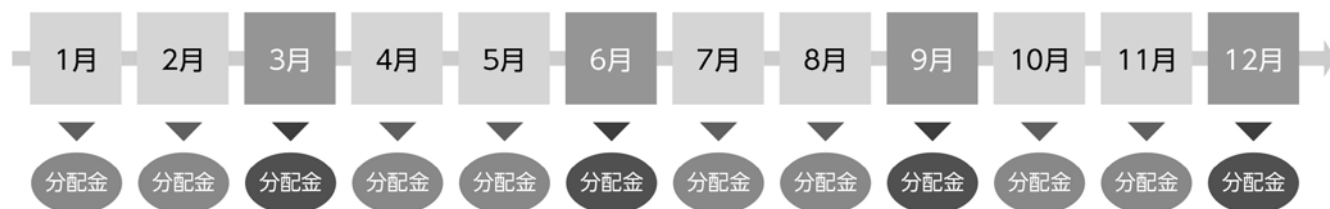
◆上記運用体制における組織名称等は、2026年6月末現在のものであり、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドの決算日	毎月23日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰り越し分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
分配金の支払い	a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。 * 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 毎月23日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。）
- ・ 毎年3月、6月、9月、12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。



◆ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

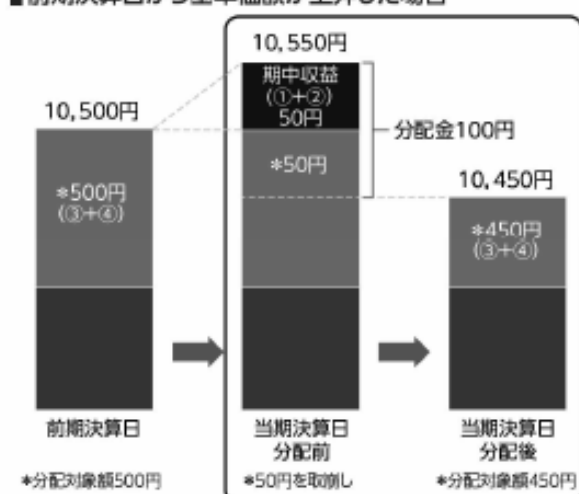
投資信託で分配金が支払われるイメージ



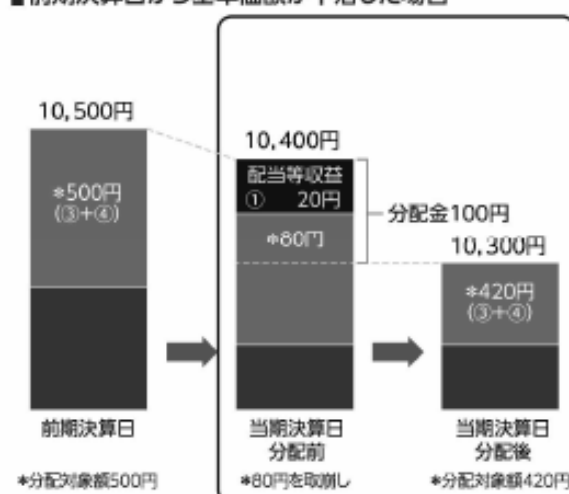
■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

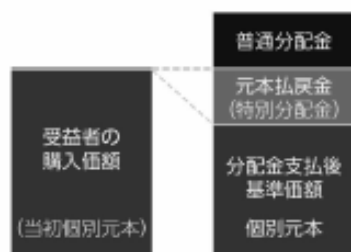


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

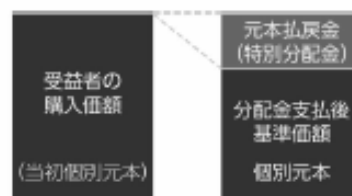
■ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

■ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への実質投資割合 ^{※1} には、制限を設けません。 ※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ^{※2} への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券 ^{※3} への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※3 マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場（外国市場を含みます。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第19条第7項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条の2）	一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。
信用取引の指図（第23条）	- 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 - 当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図（第24条）	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所^{※4}における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 －金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引 ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ※4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（第26条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受

	け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第28条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第29条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第30条）	投資信託財産に属する実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第39条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

(参考) インベスコ 世界先進国株式 マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
投資対象	日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を主要投資対象とします。
主な投資態度	・日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式に投資します。 ・日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、当社独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較でみた割安銘柄に分散投資し、投資信託財産の長期的な成長をめざします。ベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とします。 ・銘柄選択にあたっては、当社独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタル分析と株価の適正水準評価等ボトム・アップ・アプローチにより行います。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の総資産総額の20%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（取引所金融商品市場（外国市場を含む。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3 【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に国内外の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク (株式)	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

為替変動リスク	＜為替ヘッジあり＞ 《為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。》 為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 ＜為替ヘッジなし＞ 《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。
---------	--

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点	ベンチマークは、今後、他の指数へ変更されることがあります。
---------------	-------------------------------

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
ファミリーファンド方式に関する留意点	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

①投資リスク管理体制の概要



②関係部署の役割

コンプライアンス部	運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリングをサポートし、異常がある場合はその結果をRMCに報告し、必要に応じてクライアント・リレーションズ本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
クライアント・リレーションズ本部	運用委託先から情報開示を受けたファンドのパフォーマンス状況等の他、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリング結果等に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。 また、クライアント・リレーションズ本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。
運用リスク管理部	ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。

③運用委託先における投資リスク管理体制

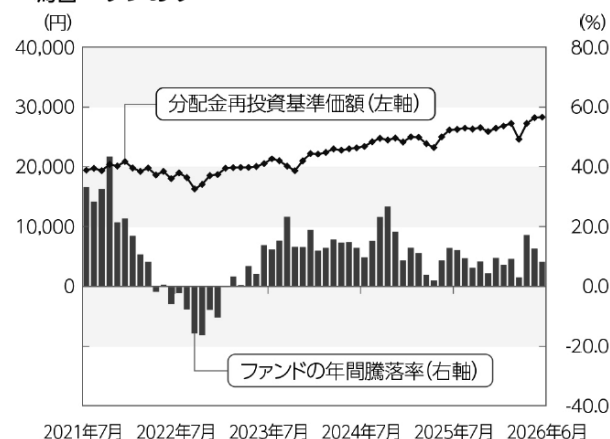
システムによる管理	売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を発します。
専門部門による管理	運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。

- ◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

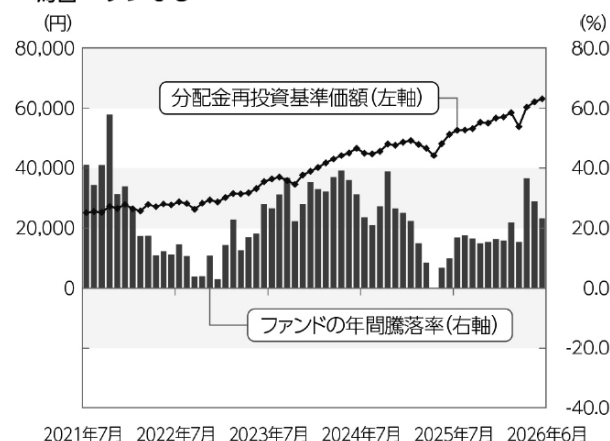
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＜為替ヘッジあり＞



2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月 2026年6月

＜為替ヘッジなし＞



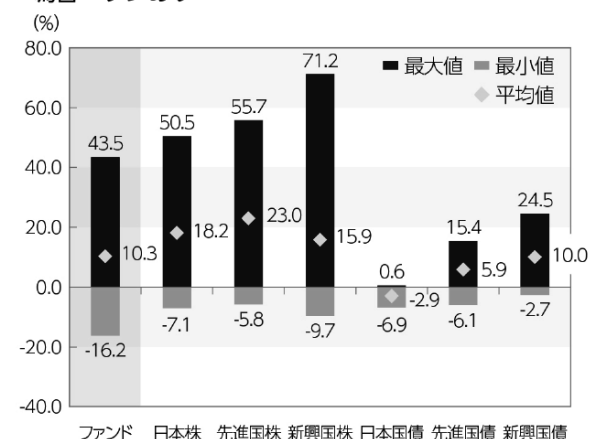
2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月 2026年6月

* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

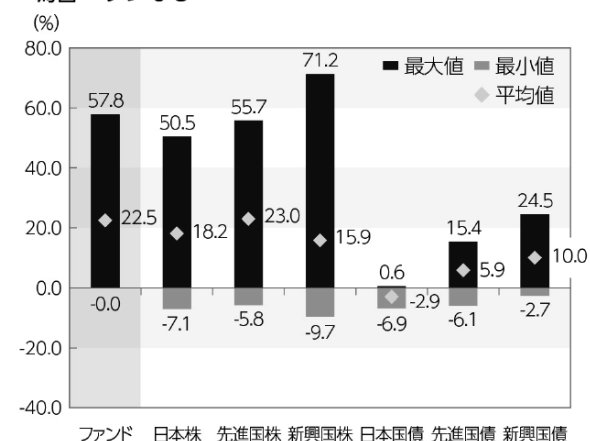
ファンド：2021年7月～2026年6月
代表的な資産クラス：2021年7月～2026年6月

＜為替ヘッジあり＞



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

＜為替ヘッジなし＞



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.903％（税抜き1.73％）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。			
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、販売会社ごとの取扱純資産残高に応じて以下の通り（税抜き）とします。			
	総額（年率）	1.73％		
	販売会社ごとの取扱純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円以下の部分	0.83％	0.80％	0.10％
	500億円超1,000億円以下の部分	0.78％	0.85％	0.10％
	1,000億円超の部分	0.73％	0.90％	0.10％
	*委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40％により計算された報酬額が支払われます。			
	信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。			
配分先	役務の内容			
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等			
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等			
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。			

(4) 【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸費用

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

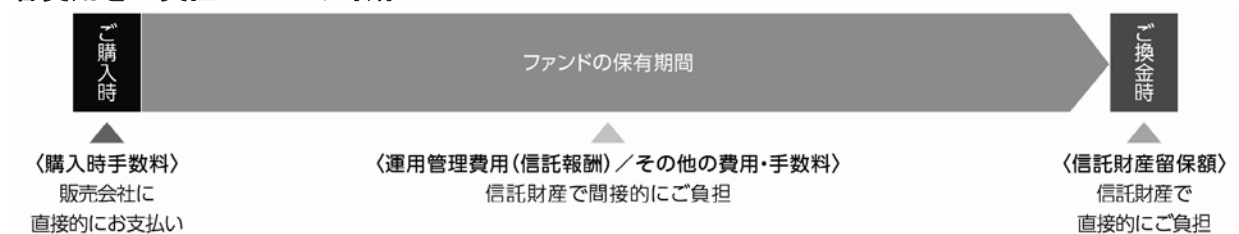
②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・ 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・ 法律顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用		
計算方法等	<table><tr><td>その他信託事務の諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期



＜照会先＞

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および地方税）の税率による源泉徴収が行われます。 ・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。
解約金および償還金に対する課税	・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税および地方税）の税率による申告分離課税が適用されます。 ・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。
損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 * 特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

◇少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税の取扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率が源泉徴収されます。 ・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。
---------------------	---

③確定拠出年金制度を利用した受益者に対する課税の取扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。 ・確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
---------------------	--

◇個別元本について

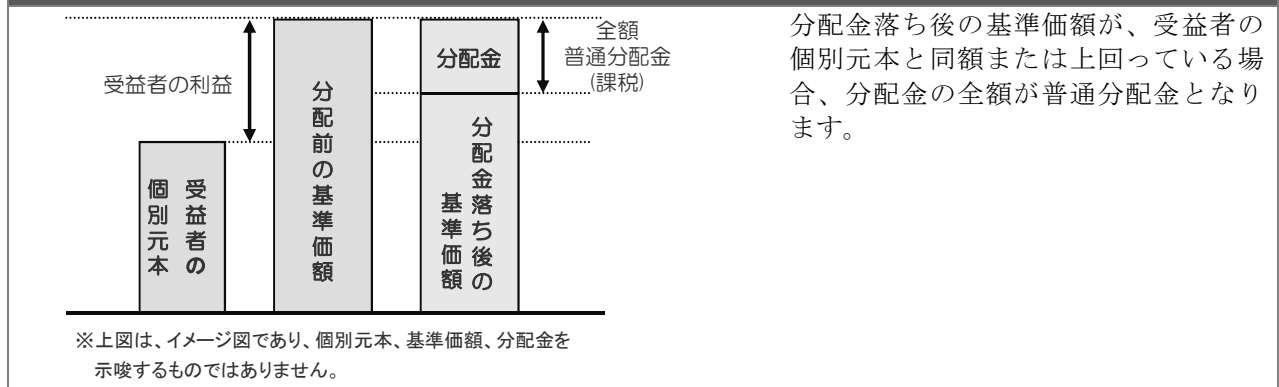
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)*を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

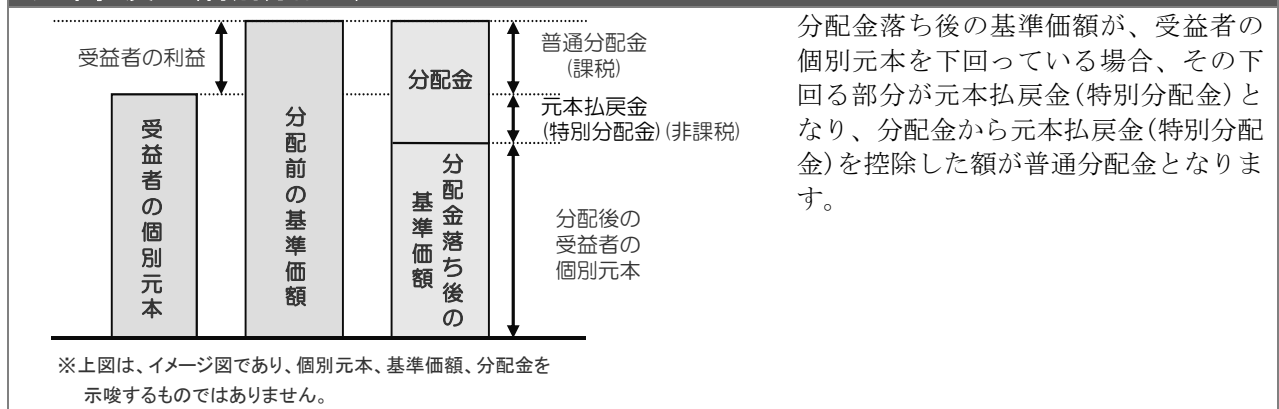
◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金



元本払戻金(特別分配金)



- ◆上記は、2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
＜為替ヘッジあり＞	2.01%	1.90%	0.11%
＜為替ヘッジなし＞	1.91%	1.90%	0.01%

* 対象期間は直近の運用報告書の作成期間（2025年12月24日～2026年6月23日）です。

* 期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

* 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2026年6月30日現在)

＜為替ヘッジあり＞

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,539,203,782	101.27
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△119,958,765	△1.27
合 計(純資産総額)		9,419,245,017	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

＜為替ヘッジなし＞

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,962,163,440,415	100.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△2,612,744,758	△0.06
合 計(純資産総額)		3,959,550,695,657	100.00

(参考)インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	1,965,659,394,006	43.25
	イギリス	979,088,625,083	21.54
	オランダ	361,217,543,698	7.94
	カナダ	208,307,634,217	4.58
	香港	192,478,797,159	4.23
	フランス	108,480,843,655	2.38
	デンマーク	107,081,372,722	2.35
	バミューダ	99,618,071,125	2.19
	スイス	90,501,554,552	1.99
	アイルランド	88,908,727,420	1.95
	ノルウェー	79,058,164,617	1.73
	ベルギー	50,893,544,185	1.12
	小 計	4,331,294,272,439	95.31
投資証券	アメリカ	73,224,572,815	1.61
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		139,541,544,188	3.07
合 計(純資産総額)		4,544,060,389,442	100.00

(2) 【投資資産】 (2026年 6 月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<為替ヘッジあり>

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	910,038,330	10.3621 9,429,946,055	10.4822 9,539,203,782	101.27

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.27
合 計	101.27

<為替ヘッジなし>

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	377,989,681,595	10.3622 3,916,818,014,463	10.4822 3,962,163,440,415	100.06

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.06
合 計	100.06

(参考)インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	3I GROUP	金融サービス	40,852,078	4,857.97	198,458,557,457	5,367.64	219,279,574,773	4.82
2	カナダ	株式	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	運輸	14,779,775	13,842.97	204,595,989,321	14,094.10	208,307,634,217	4.58
3	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS	半導体・半導体製造装置	4,313,110	53,958.94	232,730,883,384	46,359.09	199,951,885,724	4.40
4	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	資本財	65,016,459	3,036.07	197,394,904,273	3,043.38	197,870,285,115	4.35
5	香港	株式	AIA GROUP	保険	128,725,800	1,537.71	197,943,915,361	1,495.26	192,478,797,159	4.23
6	アメリカ	株式	MEDLINE-A	ヘルスケア機器・サービス	25,009,162	5,636.55	140,965,564,635	6,432.26	160,865,629,939	3.54
7	オランダ	株式	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	食品・飲料・タバコ	9,262,864	15,748.58	145,876,975,111	16,463.09	152,495,439,645	3.35
8	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・サービス	2,250,068	59,652.34	134,221,827,210	59,852.08	134,671,255,117	2.96
9	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED	銀行	28,686,457	4,453.68	127,760,457,587	4,387.01	125,848,060,588	2.76
10	アメリカ	株式	NVIDIA	半導体・半導体製造装置	3,645,751	33,882.67	123,527,790,795	31,661.17	115,428,772,448	2.54
11	アメリカ	株式	EAST WEST BANCORP	銀行	5,164,482	20,969.42	108,296,195,755	20,962.92	108,262,649,346	2.38
12	アメリカ	株式	TRACTOR SUPPLY COMPANY	一般消費財・サービス流通・小売り	21,227,930	4,873.60	103,456,560,395	5,066.56	107,552,750,844	2.36
13	デンマーク	株式	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	素材	10,593,222	9,703.41	102,790,479,061	10,108.47	107,081,372,722	2.35
14	アメリカ	株式	UNION PACIFIC	運輸	2,417,602	42,206.78	102,039,207,588	44,283.75	107,060,489,820	2.35
15	アメリカ	株式	QXO	資本財	36,402,279	2,718.40	98,956,268,293	2,893.78	105,340,543,667	2.31
16	イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融サービス	5,802,832	17,801.83	103,301,081,008	17,367.43	100,780,324,984	2.21
17	バミューダ	株式	VIKING HOLDINGS	消費者サービス	5,845,160	16,247.11	94,967,013,016	17,042.83	99,618,071,125	2.19
18	アメリカ	株式	AMCOR	素材	13,373,503	6,606.02	88,345,697,830	6,973.02	93,253,792,154	2.05
19	スイス	株式	ALCON	ヘルスケア機器・サービス	8,257,582	10,626.16	87,746,470,070	10,959.81	90,501,554,552	1.99
20	オランダ	株式	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	メディア・娯楽	25,404,637	3,392.83	86,193,659,010	3,427.12	87,064,777,662	1.91
21	アメリカ	株式	BROADCOM	半導体・半導体製造装置	1,405,703	63,677.99	89,512,342,561	60,482.15	85,019,947,433	1.87
22	ノルウェー	株式	AKER BP ASA	エネルギー	15,968,056	5,134.02	81,980,446,609	4,951.01	79,058,164,617	1.73
23	オランダ	株式	PROSUS NV	一般消費財・サービス流通・小売り	10,884,854	7,016.42	76,372,753,563	7,114.65	77,442,032,638	1.70
24	イギリス	株式	RELX	商業・専門サービス	15,255,163	5,006.36	76,372,898,857	5,075.17	77,422,698,154	1.70
25	アメリカ	株式	PERFORMANCE FOOD GROUP	生活必需品流通・小売り	4,044,640	16,662.83	67,395,180,684	18,293.23	73,989,543,944	1.62
26	アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER	—	2,673,374	28,650.46	76,593,415,437	27,390.32	73,224,572,815	1.61
27	イギリス	株式	ROSEBANK INDUSTRIES	資本財	103,897,751	716.56	74,449,898,112	696.76	72,392,004,782	1.59
28	イギリス	株式	DIAGEO	食品・飲料・タバコ	20,070,697	3,266.20	65,554,912,958	3,368.75	67,613,326,101	1.48
29	アメリカ	株式	WATERS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,103,649	58,196.59	64,228,610,613	59,900.79	66,109,457,247	1.45
30	アメリカ	株式	SUNBELT RENTALS HOLDINGS	資本財	5,539,222	13,517.34	74,875,567,050	11,838.23	65,574,589,596	1.44

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率 (%)
株式	資本財	12.66
	半導体・半導体製造装置	8.81
	金融サービス	8.23
	運輸	8.07
	ヘルスケア機器・サービス	7.95
	銀行	6.49
	素材	5.65
	保険	5.45
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.28
	商業・専門サービス	5.02
	食品・飲料・タバコ	4.84
	消費者サービス	4.05
	ソフトウェア・サービス	2.96
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.06
	メディア・娯楽	1.91
	エネルギー	1.73
	生活必需品流通・小売り	1.62
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.30
	耐久消費財・アパレル	1.15
	小 計	95.31
投資証券	－	1.61
合 計		96.92

(注)業種については、GICS（世界産業分類基準）に準じています。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

＜為替ヘッジあり＞

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第36期計算期間(2016年12月26日現在)	1,140	1,140	1.3868	1.3868
第1特定期間末(2017年6月23日現在)	1,270	1,311	1.3786	1.4226
第2特定期間末(2017年12月25日現在)	1,613	1,665	1.4044	1.4504
第3特定期間末(2018年6月25日現在)	1,662	1,727	1.3273	1.3793
第4特定期間末(2018年12月25日現在)	1,577	1,582	1.0950	1.0990
第5特定期間末(2019年6月24日現在)	1,832	1,838	1.2323	1.2363
第6特定期間末(2019年12月23日現在)	2,061	2,074	1.3025	1.3105
第7特定期間末(2020年6月23日現在)	1,902	1,916	1.0658	1.0738
第8特定期間末(2020年12月23日現在)	2,233	2,248	1.1510	1.1590
第9特定期間末(2021年6月23日現在)	2,669	2,694	1.2714	1.2834
第10特定期間末(2021年12月23日現在)	3,082	3,110	1.3266	1.3386
第11特定期間末(2022年6月23日現在)	2,843	2,853	1.1104	1.1144
第12特定期間末(2022年12月23日現在)	3,668	3,706	1.1354	1.1474
第13特定期間末(2023年6月23日現在)	5,567	5,622	1.2104	1.2224
第14特定期間末(2023年12月25日現在)	6,616	6,658	1.2836	1.2916
第15特定期間末(2024年6月24日現在)	6,737	6,778	1.3254	1.3334
第16特定期間末(2024年12月23日現在)	8,053	8,077	1.3163	1.3203
第17特定期間末(2025年6月23日現在)	8,915	8,967	1.3813	1.3893
第18特定期間末(2025年12月23日現在)	9,251	9,278	1.3971	1.4011
第19特定期間末(2026年6月23日現在)	9,295	9,347	1.4545	1.4625
2025年6月末日	9,180	—	1.4129	—
2025年7月末日	9,332	—	1.4142	—
2025年8月末日	9,442	—	1.4209	—
2025年9月末日	9,597	—	1.4011	—
2025年10月末日	9,636	—	1.4088	—
2025年11月末日	9,406	—	1.3710	—
2025年12月末日	9,255	—	1.3960	—
2026年1月末日	9,218	—	1.4118	—
2026年2月末日	9,293	—	1.4301	—
2026年3月末日	8,395	—	1.2880	—
2026年4月末日	9,199	—	1.4211	—
2026年5月末日	9,390	—	1.4667	—
2026年6月末日	9,419	—	1.4645	—

(注)当ファンドは決算頻度を年2回から年12回(毎月)に変更しました。このため、2016年12月27日に開始した計算期間より、特定期間毎の表示としています。以下同じです。

<為替ヘッジなし>

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第36期計算期間(2016年12月26日現在)	2,166	2,166	1.6323	1.6323
第1特定期間末(2017年6月23日現在)	2,327	2,397	1.5694	1.6164
第2特定期間末(2017年12月25日現在)	6,103	6,173	1.6459	1.6649
第3特定期間末(2018年6月25日現在)	9,633	10,038	1.4515	1.5125
第4特定期間末(2018年12月25日現在)	13,025	13,198	1.1292	1.1442
第5特定期間末(2019年6月24日現在)	19,319	19,565	1.1774	1.1924
第6特定期間末(2019年12月23日現在)	26,718	27,398	1.1784	1.2084
第7特定期間末(2020年6月23日現在)	30,245	30,766	0.8724	0.8874
第8特定期間末(2020年12月23日現在)	45,301	46,082	0.8704	0.8854
第9特定期間末(2021年6月23日現在)	79,174	80,405	0.9649	0.9799
第10特定期間末(2021年12月23日現在)	110,909	112,643	0.9594	0.9744
第11特定期間末(2022年6月23日現在)	145,024	147,551	0.8609	0.8759
第12特定期間末(2022年12月23日現在)	250,723	255,342	0.8142	0.8292
第13特定期間末(2023年6月23日現在)	607,562	617,637	0.9045	0.9195
第14特定期間末(2023年12月25日現在)	1,049,053	1,066,438	0.9051	0.9201
第15特定期間末(2024年6月24日現在)	1,486,238	1,508,560	0.9987	1.0137
第16特定期間末(2024年12月23日現在)	1,712,866	1,740,680	0.9237	0.9387
第17特定期間末(2025年6月23日現在)	2,151,902	2,188,624	0.8790	0.8940
第18特定期間末(2025年12月23日現在)	3,086,486	3,138,088	0.8972	0.9122
第19特定期間末(2026年6月23日現在)	3,866,674	3,931,672	0.8923	0.9073
2025年6月末日	2,227,611	—	0.8960	—
2025年7月末日	2,397,128	—	0.9048	—
2025年8月末日	2,520,427	—	0.8914	—
2025年9月末日	2,665,471	—	0.8846	—
2025年10月末日	2,867,892	—	0.9040	—
2025年11月末日	2,942,406	—	0.8841	—
2025年12月末日	3,117,901	—	0.8960	—
2026年1月末日	3,192,781	—	0.8870	—
2026年2月末日	3,341,543	—	0.8941	—
2026年3月末日	3,195,349	—	0.8088	—
2026年4月末日	3,657,654	—	0.8918	—
2026年5月末日	3,819,584	—	0.9028	—
2026年6月末日	3,959,550	—	0.9023	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
第36期計算期間	0.0000	0.0000
第1特定期間(2016年12月27日～2017年6月23日)	0.0820	0.1220
第2特定期間(2017年6月24日～2017年12月25日)	0.0830	0.1220
第3特定期間(2017年12月26日～2018年6月25日)	0.0720	0.1360
第4特定期間(2018年6月26日～2018年12月25日)	0.0240	0.0900
第5特定期間(2018年12月26日～2019年6月24日)	0.0280	0.1050
第6特定期間(2019年6月25日～2019年12月23日)	0.0280	0.1050
第7特定期間(2019年12月24日～2020年6月23日)	0.0280	0.0900
第8特定期間(2020年6月24日～2020年12月23日)	0.0280	0.0900
第9特定期間(2020年12月24日～2021年6月23日)	0.0400	0.0900
第10特定期間(2021年6月24日～2021年12月23日)	0.0400	0.0900
第11特定期間(2021年12月24日～2022年6月23日)	0.0240	0.0900
第12特定期間(2022年6月24日～2022年12月23日)	0.0360	0.0900
第13特定期間(2022年12月24日～2023年6月23日)	0.0400	0.0900
第14特定期間(2023年6月24日～2023年12月25日)	0.0280	0.0900
第15特定期間(2023年12月26日～2024年6月24日)	0.0360	0.0900
第16特定期間(2024年6月25日～2024年12月23日)	0.0320	0.0900
第17特定期間(2024年12月24日～2025年6月23日)	0.0280	0.0900
第18特定期間(2025年6月24日～2025年12月23日)	0.0320	0.0900
第19特定期間(2025年12月24日～2026年6月23日)	0.0280	0.0900

③【収益率の推移】

	収益率(%)	
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
第36期計算期間	9.17	13.50
第1特定期間	5.32	3.62
第2特定期間	7.89	12.65
第3特定期間	△0.36	△3.55
第4特定期間	△15.69	△16.00
第5特定期間	15.10	13.57
第6特定期間	7.97	9.00
第7特定期間	△16.02	△18.33
第8特定期間	10.62	10.09
第9特定期間	13.94	21.20
第10特定期間	7.49	8.76
第11特定期間	△14.49	△0.89
第12特定期間	5.49	5.03
第13特定期間	10.13	22.14
第14特定期間	8.36	10.02
第15特定期間	6.06	20.29
第16特定期間	1.73	1.50
第17特定期間	7.07	4.90
第18特定期間	3.46	12.31
第19特定期間	6.11	9.49

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、上記計算方法について、第1特定期間以降は、計算期間を特定期間と読み替えます。

(4) 【設定及び解約の実績】

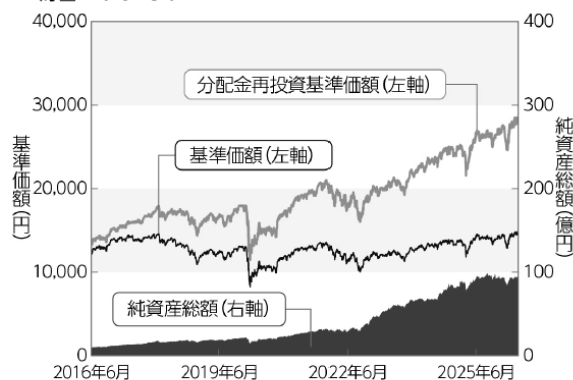
	為替ヘッジあり		為替ヘッジなし	
	設定数量(口)	解約数量(口)	設定数量(口)	解約数量(口)
第36期計算期間	106,424,409	61,995,912	153,594,990	215,191,386
第1特定期間	198,100,400	98,813,811	310,234,908	154,394,848
第2特定期間	329,279,719	102,332,694	2,420,486,782	195,456,596
第3特定期間	294,118,410	190,613,715	3,283,030,585	354,436,903
第4特定期間	309,996,063	121,801,671	5,459,582,163	561,208,137
第5特定期間	193,816,435	147,153,088	5,663,731,039	789,762,455
第6特定期間	276,829,111	181,131,089	8,298,921,978	2,034,710,862
第7特定期間	519,650,093	317,402,419	14,288,936,052	2,291,034,404
第8特定期間	421,652,283	266,461,458	22,376,399,244	5,001,427,426
第9特定期間	557,754,726	398,642,721	37,800,116,418	7,794,502,039
第10特定期間	514,503,157	290,398,349	45,000,010,460	11,444,847,093
第11特定期間	548,397,236	311,368,973	61,315,503,114	8,456,903,957
第12特定期間	970,364,853	300,308,932	149,424,161,180	9,949,055,147
第13特定期間	1,785,781,419	416,429,566	386,075,953,424	22,316,996,589
第14特定期間	1,023,310,517	468,182,653	539,791,475,510	52,478,326,450
第15特定期間	713,444,279	784,942,956	415,976,578,796	86,844,886,618
第16特定期間	1,698,338,856	663,320,253	470,459,920,738	104,312,262,791
第17特定期間	1,163,733,237	827,380,241	694,252,425,673	100,402,001,691
第18特定期間	1,198,296,921	1,031,107,169	1,131,803,871,102	139,813,334,647
第19特定期間	635,378,148	866,206,960	1,098,380,948,433	205,325,039,894

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（過去10年）

<為替ヘッジあり>



<為替ヘッジなし>



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

■ 期間騰落率

	基準価額	純資産総額	期間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	設定来
為替ヘッジあり	14,645円	94.19億円	為替ヘッジあり	0.4%	15.0%	7.0%	8.2%	37.9%	47.8%	182.9%
為替ヘッジなし	9,023円	39,595.51億円	為替ヘッジなし	1.6%	17.3%	11.5%	23.2%	77.8%	153.1%	531.3%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	直近1年間累計	設定来累計
為替ヘッジあり	40円	40円	40円	40円	80円	600円	8,270円
為替ヘッジなし	150円	150円	150円	150円	150円	1,800円	20,350円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

■ 資産配分

	純資産比
外国株式	96.9%
現金等	3.1%

銘柄数 49

* 株式には、投資信託証券などが含まれています。

■ 組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	アメリカ	44.9%
2	イギリス	21.5%
3	オランダ	7.9%
4	カナダ	4.6%
5	香港	4.2%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	3iグループ	イギリス	金融	4.8%
2	カナディアン・パシフィック・カンザス・シティ	カナダ	資本財・サービス	4.6%
3	テキサス・インスツルメンツ	アメリカ	情報技術	4.4%
4	ロールス・ロイス・ホールディングス	イギリス	資本財・サービス	4.4%
5	友邦保険控股 (AIAグループ)	香港	金融	4.2%
6	メドライン	アメリカ	ヘルスケア	3.5%
7	コカ・コーラ・ユーロパシフィック・パートナーズ	オランダ	生活必需品	3.4%
8	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	3.0%
9	スタンダードチャータード	イギリス	金融	2.8%
10	エヌビディア	アメリカ	情報技術	2.5%

* 国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

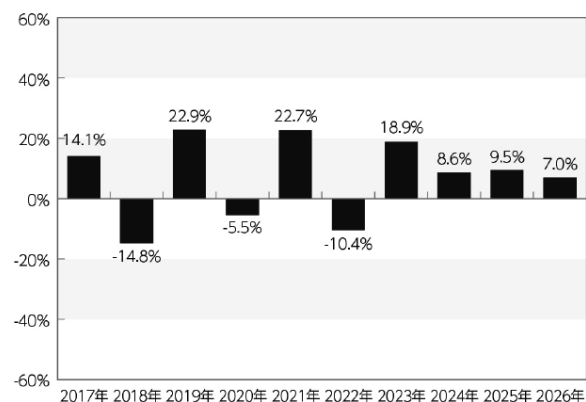
* 業種はベンチマークで採用している分類に準じています。

・ 運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

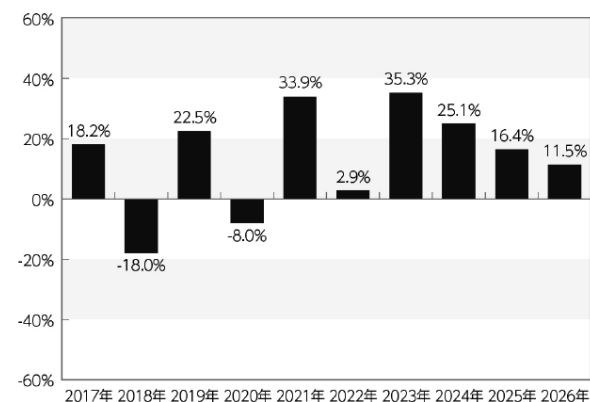
・ 最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

年間収益率の推移

＜為替ヘッジあり＞



＜為替ヘッジなし＞



* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2026年は6月末までの騰落率を表示しています。

-
- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 - ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 * 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・ 原則として、毎営業日の午後3時30分までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 * 販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・ 取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・ 「自動けいぞく投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・ 「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2 【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時30分までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 *販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

<照会先>

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 <pre> graph LR A[ファンドの投資信託財産に属する資産（時価評価）] --> B[ファンドの資産総額] B --> C[ファンドの負債総額] C --> D[ファンドの純資産総額] D --> E[ファンドの受益権口数] E --> F[ファンドの基準価額] </pre> $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$						
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に＜為替ヘッジあり＞は「世界厳選有」、＜為替ヘッジなし＞は「世界厳選無」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr> <tr> <td>株式</td><td>原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。						

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 *ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	--

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：1999年1月7日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の受益権の総口数の合計が40億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月24日から翌月23日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5) 【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の受益権の総口数の合計が40億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 繰上償還の流れ <pre>graph LR; A[委託会社による 繰上償還の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(繰上償還実施); A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[繰上償還不成立 不成立の公告※/書面交付];</pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。
------	---

	*上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 *委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 *公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 *委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べるすることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と運用委託先との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または運用委託先いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

運用報告書	・委託会社は、年2回（6月と12月の決算時）および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年12月24日から2026年6月23日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榎原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）の2025年12月24日から2026年6月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）の2026年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	9,436,138,859	9,438,220,962
派生商品評価勘定	—	17,501,607
未収入金	10,702,686	30,633,143
流動資産合計	9,446,841,545	9,486,355,712
資産合計	9,446,841,545	9,486,355,712
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	115,296,452	92,647,393
未払金	2,232,042	—
未払収益分配金	26,488,012	51,129,394
未払解約金	36,732,593	31,670,110
未払受託者報酬	798,749	820,992
未払委託者報酬	13,019,612	13,382,183
その他未払費用	629,786	820,970
流動負債合計	195,197,246	190,471,042
負債合計	195,197,246	190,471,042
純資産の部		
元本等		
元本	6,622,003,106	6,391,174,294
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,629,641,193	2,904,710,376
(分配準備積立金)	1,126,693,254	1,276,590,618
元本等合計	9,251,644,299	9,295,884,670
純資産合計	9,251,644,299	9,295,884,670
負債純資産合計	9,446,841,545	9,486,355,712

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025年 6 月 24 日 至 2025年12月 23 日	当期 自 2025年12月 24 日 至 2026年 6 月 23 日
営業収益		
有価証券売買等損益	1, 242, 659, 626	969, 204, 709
為替差損益	△845, 091, 603	△324, 746, 393
営業収益合計	397, 568, 023	644, 458, 316
営業費用		
受託者報酬	5, 208, 636	5, 036, 123
委託者報酬	84, 900, 629	82, 088, 782
その他費用	3, 784, 656	4, 967, 827
営業費用合計	93, 893, 921	92, 092, 732
営業利益又は営業損失(△)	303, 674, 102	552, 365, 584
経常利益又は経常損失(△)	303, 674, 102	552, 365, 584
当期純利益又は当期純損失(△)	303, 674, 102	552, 365, 584
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額(△)	23, 739, 476	12, 681, 059
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2, 461, 109, 425	2, 629, 641, 193
剰余金増加額又は欠損金減少額	488, 801, 125	261, 681, 528
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	488, 801, 125	261, 681, 528
剰余金減少額又は欠損金増加額	384, 822, 178	345, 623, 741
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	384, 822, 178	345, 623, 741
分配金	215, 381, 805	180, 673, 129
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 629, 641, 193	2, 904, 710, 376

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2025年 6 月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年 6 月23日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月23日現在)
1. 期首元本額 6,454,813,354円 期中追加設定元本額 1,198,296,921円 期中解約元本額 1,031,107,169円	1. 期首元本額 6,622,003,106円 期中追加設定元本額 635,378,148円 期中解約元本額 866,206,960円
2. 特定期間末日における受益権の総数 6,622,003,106口	2. 特定期間末日における受益権の総数 6,391,174,294口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。 2. 分配金の計算過程 (2025年6月24日から2025年7月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,184,641円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(374,384,966円)、信託約款に規定される収益調整金(4,993,252,436円)及び分配準備積立金(1,111,310,997円)より分配対象収益は6,486,133,040円(1万口当たり9,890.93円)であり、うち26,230,599円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (2025年7月24日から2025年8月25日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,081,864,090円)及び分配準備積立金(1,446,493,520円)より分配対象収益は6,528,357,610円(1万口当たり9,851.81円)であり、うち26,506,183円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2. 分配金の計算過程 (2025年12月24日から2026年1月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,098,335円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(31,887,321円)、信託約款に規定される収益調整金(5,197,682,743円)及び分配準備積立金(1,094,504,038円)より分配対象収益は6,329,172,437円(1万口当たり9,653.22円)であり、うち26,226,127円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (2026年1月24日から2026年2月24日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,103,680円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(174,138,031円)、信託約款に規定される収益調整金(5,157,349,057円)及び分配準備積立金(1,076,054,907円)より分配対象収益は6,415,645,675円(1万口当たり9,895.42円)であり、うち25,933,746円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
(2025年8月26日から2025年9月24日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,256,956,682円)及び分配準備積立金(1,406,699,456円)より分配対象収益は6,663,656,138円(1万口当たり9,812.42円)であり、うち81,492,426円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(2026年2月25日から2026年3月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,178,706,768円)及び分配準備積立金(1,215,874,860円)より分配対象収益は6,394,581,628円(1万口当たり9,856.12円)であり、うち25,951,674円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
(2025年9月25日から2025年10月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(383,800円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,325,485,892円)及び分配準備積立金(1,294,294,773円)より分配対象収益は6,620,164,465円(1万口当たり9,694.04円)であり、うち27,316,406円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(2026年3月24日から2026年4月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,012,880円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(14,106,460円)、信託約款に規定される収益調整金(5,184,128,006円)及び分配準備積立金(1,168,079,007円)より分配対象収益は6,382,326,353円(1万口当たり9,863.43円)であり、うち25,882,781円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
(2025年10月24日から2025年11月25日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,463,103円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,354,912,917円)及び分配準備積立金(1,246,263,447円)より分配対象収益は6,603,639,467円(1万口当たり9,658.61円)であり、うち27,348,179円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(2026年4月24日から2026年5月25日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,510,452円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(142,760,793円)、信託約款に規定される収益調整金(5,131,031,973円)及び分配準備積立金(1,144,347,778円)より分配対象収益は6,437,650,996円(1万口当たり10,078.74円)であり、うち25,549,407円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
(2025年11月26日から2025年12月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,655,136円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,227,549,345円)及び分配準備積立金(1,143,526,130円)より分配対象収益は6,380,730,611円(1万口当たり9,635.64円)であり、うち26,488,012円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(2026年5月26日から2026年6月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(21,202,758円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(49,092,857円)、信託約款に規定される収益調整金(5,159,246,653円)及び分配準備積立金(1,257,424,397円)より分配対象収益は6,486,966,665円(1万口当たり10,149.87円)であり、うち51,129,394円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 世界先進国株式 マザーファンドです。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。 親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年6月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年6月23日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	524,439,704	181,396,128
合 計	524,439,704	181,396,128

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期(2025年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	4,622,313,654	—	4,649,407,423	△27,093,769
カナダドル	459,896,956	—	471,587,172	△11,690,216
ユーロ	1,276,764,547	—	1,302,329,864	△25,565,317
イギリスポンド	1,631,371,368	—	1,669,760,283	△38,388,915
スイスフラン	93,973,833	—	95,860,342	△1,886,509
ノルウェークローネ	161,809,600	—	163,830,715	△2,021,115
デンマーククローネ	326,157,927	—	332,403,259	△6,245,332
香港ドル	436,206,398	—	438,611,677	△2,405,279
合 計	9,008,494,283	—	9,123,790,735	△115,296,452

当期(2026年6月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	5,145,280,593	—	5,228,200,782	△82,920,189
カナダドル	435,185,482	—	430,301,897	4,883,585
ユーロ	888,367,303	—	885,410,727	2,956,576
イギリスポンド	1,885,975,087	—	1,889,663,906	△3,688,819
スイスフラン	209,845,008	—	206,419,772	3,425,236
ノルウェークローネ	184,484,907	—	178,941,909	5,542,998
デンマーククローネ	189,762,348	—	189,069,136	693,212
香港ドル	414,045,959	—	420,084,344	△6,038,385
合 計	9,352,946,687	—	9,428,092,473	△75,145,786

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 当特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法

によっております。

イ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2025年 6 月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年 6 月23日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月23日現在)
1口当たり純資産額 1.3971円 (1万口当たり純資産額 13,971円)	1口当たり純資産額 1.4545円 (1万口当たり純資産額 14,545円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2026年6月23日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	910,814,190	9,438,220,962	
	合計	910,814,190	9,438,220,962	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榎原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の2025年12月24日から2026年6月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の2026年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,143,672,412,543	3,938,089,492,719
未収入金	1,338,278,646	1,923,258,964
流動資産合計	3,145,010,691,189	3,940,012,751,683
資産合計	3,145,010,691,189	3,940,012,751,683
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	51,601,997,606	64,997,836,234
未払解約金	2,547,156,415	2,508,354,351
未払受託者報酬	252,802,213	337,012,918
未払委託者報酬	4,120,676,040	5,493,310,569
その他未払費用	1,433,319	1,949,841
流動負債合計	58,524,065,593	73,338,463,913
負債合計	58,524,065,593	73,338,463,913
純資産の部		
元本等		
元本	3,440,133,173,776	4,333,189,082,315
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△353,646,548,180	△466,514,794,545
(分配準備積立金)	71,359,188,105	71,863,193,288
元本等合計	3,086,486,625,596	3,866,674,287,770
純資産合計	3,086,486,625,596	3,866,674,287,770
負債純資産合計	3,145,010,691,189	3,940,012,751,683

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025年 6 月 24 日 至 2025年12月 23 日	当期 自 2025年12月 24 日 至 2026年 6 月 23 日
営業収益		
有価証券売買等損益	343,851,321,690	379,818,063,218
営業収益合計	343,851,321,690	379,818,063,218
営業費用		
受託者報酬	1,456,946,788	1,891,252,385
委託者報酬	23,748,232,519	30,827,413,871
その他費用	8,599,914	11,699,046
営業費用合計	25,213,779,221	32,730,365,302
営業利益又は営業損失(△)	318,637,542,469	347,087,697,916
経常利益又は経常損失(△)	318,637,542,469	347,087,697,916
当期純利益又は当期純損失(△)	318,637,542,469	347,087,697,916
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額(△)	1,541,919,164	1,668,411,316
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△296,239,986,478	△353,646,548,180
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,225,808,958	24,710,963,671
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	16,225,808,958	24,710,963,671
剰余金減少額又は欠損金増加額	117,833,773,636	127,156,358,071
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	117,833,773,636	127,156,358,071
分配金	272,894,220,329	355,842,138,565
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△353,646,548,180	△466,514,794,545

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年6月23日現在)
1. 期首元本額 2,448,142,637,321円 期中追加設定元本額 1,131,803,871,102円 期中解約元本額 139,813,334,647円	1. 期首元本額 3,440,133,173,776円 期中追加設定元本額 1,098,380,948,433円 期中解約元本額 205,325,039,894円
2. 特定期間末日における受益権の総数 3,440,133,173,776口	2. 特定期間末日における受益権の総数 4,333,189,082,315口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は353,646,548,180円であります。	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は466,514,794,545円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。 2. 分配金の計算過程 (2025年6月24日から2025年7月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,778,494,424円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(111,837,780,300円)、信託約款に規定される収益調整金(2,161,994,846,374円)及び分配準備積立金(18,696,059,120円)より分配対象収益は2,294,307,180,218円(1万口当たり8,845.64円)であり、うち38,905,652,650円(1万口当たり150円)を分配金額としております。 (2025年7月24日から2025年8月25日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,338,857,419円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(5,246,780,822円)、信託約款に規定される収益調整金(2,329,413,850,151円)及び分配準備積立金(92,825,870,771円)より分配対象収益は2,429,825,359,163円(1万口当たり8,723.74円)であり、うち41,779,555,516円(1万口当たり150円)を分配金額としております。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2. 分配金の計算過程 (2025年12月24日から2026年1月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,893,992,249円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(82,177,172,530円)、信託約款に規定される収益調整金(2,969,262,036,390円)及び分配準備積立金(70,698,387,721円)より分配対象収益は3,124,031,588,890円(1万口当たり8,805.47円)であり、うち53,217,401,009円(1万口当たり150円)を分配金額としております。 (2026年1月24日から2026年2月24日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(681,384,674円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(800,671,939円)、信託約款に規定される収益調整金(3,107,019,405,540円)及び分配準備積立金(100,863,033,108円)より分配対象収益は3,209,364,495,261円(1万口当たり8,659.95円)であり、うち55,589,737,775円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
(2025年8月26日から2025年9月24日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(754,366,237円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(3,314,919,109円)、信託約款に規定される収益調整金(2,484,250,313,389円)及び分配準備積立金(58,292,912,207円)より分配対象収益は2,546,612,510,942円(1万口当たり8,587.84円)であり、うち44,480,448,747円(1万口当たり150円)を分配金額としております。	(2026年2月25日から2026年3月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,247,299,099,114円)及び分配準備積立金(46,404,440,914円)より分配対象収益は3,293,703,540,028円(1万口当たり8,510.50円)であり、うち58,052,427,473円(1万口当たり150円)を分配金額としております。
(2025年9月25日から2025年10月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,127,418,335円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(66,132,698,590円)、信託約款に規定される収益調整金(2,617,280,444,748円)及び分配準備積立金(17,757,944,362円)より分配対象収益は2,703,298,506,035円(1万口当たり8,656.77円)であり、うち46,841,234,864円(1万口当たり150円)を分配金額としております。	(2026年3月24日から2026年4月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,190,658,813円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(127,582,739,733円)、信託約款に規定される収益調整金(3,404,166,159,753円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は3,537,939,558,299円(1万口当たり8,689.51円)であり、うち61,072,466,568円(1万口当たり150円)を分配金額としております。
(2025年10月24日から2025年11月25日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(970,564,009円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,756,420,993,164円)及び分配準備積立金(38,904,285,550円)より分配対象収益は2,796,295,842,723円(1万口当たり8,510.53円)であり、うち49,285,330,946円(1万口当たり150円)を分配金額としております。	(2026年4月24日から2026年5月25日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,029,377,231円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(52,049,203,953円)、信託約款に規定される収益調整金(3,509,669,296,361円)及び分配準備積立金(72,234,471,923円)より分配対象収益は3,641,982,349,468円(1万口当たり8,683.46円)であり、うち62,912,269,506円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
(2025年11月26日から2025年12月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,161,071,250円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(119,800,114,461円)、信託約款に規定される収益調整金(2,876,217,842,118円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,999,179,027,829円(1万口当たり8,718.20円)であり、うち51,601,997,606円(1万口当たり150円)を分配金額としております。	(2026年5月26日から2026年6月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,803,627,156円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(58,294,375,901円)、信託約款に規定される収益調整金(3,629,261,234,003円)及び分配準備積立金(68,763,026,465円)より分配対象収益は3,766,122,263,525円(1万口当たり8,691.31円)であり、うち64,997,836,234円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 世界先進国株式 マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月 23 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月 23 日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	173,776,004,263	74,159,200,256
合 計	173,776,004,263	74,159,200,256

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年 6 月 23 日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	当期 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (2025年12月23日現在)	当期 (2026年6月23日現在)
1口当たり純資産額 0.8972円 (1万口当たり純資産額 8,972円)	1口当たり純資産額 0.8923円 (1万口当たり純資産額 8,923円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2026年6月23日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	380,036,429,082	3,938,089,492,719	
	合計	380,036,429,082	3,938,089,492,719	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2025年12月23日現在)	(2026年 6 月23日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		65,424,496,543	120,158,003,209
コール・ローン		52,096,055,224	51,241,414,762
株式		3,416,556,544,540	4,269,477,704,619
投資証券		72,298,933,642	76,234,951,272
派生商品評価勘定		52,294,288	81,663
未収入金		14,241,764,388	8,418,383,825
未収配当金		3,227,068,621	6,792,730,086
未収利息		856,373	1,193,293
流動資産合計		3,623,898,013,619	4,532,324,462,729
資産合計		3,623,898,013,619	4,532,324,462,729
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,346,435	12,023,708
未払金		23,265,044,829	16,189,293,968
未払解約金		1,616,718,521	2,814,124,213
流動負債合計		24,886,109,785	19,015,441,889
負債合計		24,886,109,785	19,015,441,889
純資産の部			
元本等			
元本		385,909,056,562	435,548,783,523
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		3,213,102,847,272	4,077,760,237,317
元本等合計		3,599,011,903,834	4,513,309,020,840
純資産合計		3,599,011,903,834	4,513,309,020,840
負債純資産合計		3,623,898,013,619	4,532,324,462,729

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)及び外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

(2025年12月23日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	301, 204, 540, 221円
同期中における追加設定元本額	136, 935, 163, 495円
同期中における解約元本額	52, 230, 647, 154円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	620, 320, 449円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	45, 802, 388, 883円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり> (奇数月決算型)	12, 322, 976円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし> (奇数月決算型)	889, 866, 939円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり> (予想分配金提示型)	107, 226円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし> (予想分配金提示型)	107, 226円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	1, 011, 799, 022円
インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	337, 083, 283, 746円
インベスコ グローバル・バリュー・エクイティ・オープン VA (適格機関投資家専用)	13, 691, 607円
インベスコ 世界先進国株式オープン (適格機関投資家専用)	475, 168, 488円
合計	385, 909, 056, 562円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	385, 909, 056, 562口

(2026年6月23日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	385,909,056,562円
同期中における追加設定元本額	114,127,374,454円
同期中における解約元本額	64,487,647,493円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (年1回決算型)	568,697,723円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (年1回決算型)	52,912,408,444円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (奇数月決算型)	13,505,027円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (奇数月決算型)	1,045,517,036円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (予想分配金提示型)	109,776円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (予想分配金提示型)	4,330,246円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (毎月決算型)	910,814,190円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	380,036,429,082円
インベスコ グローバル・バリュー・エクイティ・オープン VA (適格機関投資家専用)	12,825,983円
インベスコ 世界先進国株式オープン (適格機関投資家専用)	44,146,016円
合計	435,548,783,523円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	435,548,783,523口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、国内外の株式を主要投資対象としております。 国内外の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定すること限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年12月23日現在)	(2026年 6 月 23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(2025年12月23日現在)	(2026年 6 月23日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株 式	114,378,785,385	49,790,814,610
投資証券	△17,021,111,239	1,685,180,015
合 計	97,357,674,146	51,475,994,625

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの
特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2025年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買 建				
ユーロ	4,646,557,760	—	4,643,792,102	△2,765,658
香港ドル	1,597,188,283	—	1,595,607,506	△1,580,777
売 建				
アメリカドル	18,234,203,814	—	18,181,909,526	52,294,288
合 計	24,477,949,857	—	24,421,309,134	47,947,853

(2026年6月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買 建 ユーロ	1,015,316,493	—	1,014,707,918	△608,575
売 建 アメリカドル	28,015,316,493	—	28,026,649,963	△11,333,470
合 計	29,030,632,986	—	29,041,357,881	△11,942,045

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月24日 至 2025年12月23日	自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(2025年12月23日現在)	(2026年6月23日現在)
1口当たり純資産額 9.3261円 (1万口当たり純資産額 93,261円)	1口当たり純資産額 10.3624円 (1万口当たり純資産額 103,624円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

(2026年6月23日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ ドル	AMCOR	13,373,503	40.68	544,034,102.04	
	AMRIZE	6,538,857	53.64	350,744,289.48	
	MADISON AIR SOLUTIONS-A	6,471,910	38.56	249,556,849.60	
	QXO	36,402,279	16.74	609,374,150.46	
	SUNBELT RENTALS HOLDINGS	5,539,222	83.24	461,084,839.28	
	AMENTUM HOLDINGS	10,852,862	21.06	228,561,273.72	
	WASTE CONNECTIONS	1,823,353	153.43	279,757,050.79	
	UNION PACIFIC	2,417,602	259.91	628,358,935.82	
	XPO	1,536,196	201.19	309,067,273.24	
	COMPASS GROUP	11,904,423	32.50	386,893,747.50	
	SERVICE CORP INTERNATIONAL	1,780,022	73.16	130,226,409.52	
	VIKING HOLDINGS	6,257,775	100.05	626,090,388.75	
	AMAZON.COM	1,411,467	232.79	328,575,402.93	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	17,586,101	29.81	524,241,670.81	
	PERFORMANCE FOOD GROUP	4,044,640	102.61	415,020,510.40	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	9,262,864	96.98	898,312,550.72	
	BECTON DICKINSON	2,244,262	140.71	315,790,106.02	
	ELEVANCE HEALTH	853,266	394.82	336,886,482.12	
	MEDLINE-A	25,009,162	34.71	868,068,013.02	
	ICON	1,912,965	140.73	269,211,564.45	
	WATERS	1,026,828	358.25	367,861,131.00	
	EAST WEST BANCORP	5,164,482	129.13	666,889,560.66	
	KKR	3,752,572	96.90	363,624,226.80	
	MICROSOFT	2,250,068	367.34	826,539,979.12	
	DELL TECHNOLOGIES	877,745	418.71	367,520,608.95	
	BROADCOM	1,405,703	392.13	551,218,317.39	
	NVIDIA	3,645,751	208.65	760,685,946.15	
	TEXAS INSTRUMENTS	4,644,488	332.28	1,543,270,472.64	
	アメリカドル小計	189,990,368		14,207,465,853.38 (2,296,352,705,881)	
カナダドル	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	14,779,775	121.27	1,792,343,314.25	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	カナダドル小計	14,779,775		1,792,343,314.25 (204,631,836,187)	
ユーロ	AZELIS GROUP NV	28,721,837	9.79	281,186,784.23	
	IMCD NV	3,016,569	81.78	246,695,012.82	
	ELIS	10,988,835	26.74	293,841,447.90	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	576,360	481.35	277,430,886.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	25,404,637	18.30	465,031,880.28	
	PROSUS NV	10,884,854	37.85	412,046,148.17	
	AIB GROUP	29,780,012	10.72	319,390,628.70	
	ユーロ小計	109,373,104		2,295,622,788.10 (424,024,485,189)	
イギリス ポンド	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	65,016,459	14.11	917,902,368.16	
	ROSEBANK INDUSTRIES	98,891,344	3.34	330,297,088.96	
	RELX	15,255,163	23.28	355,140,194.64	
	DIAGEO	18,713,169	15.17	283,878,773.73	
	STANDARD CHARTERED	28,686,457	20.71	594,096,524.47	
	3I GROUP	40,852,078	22.59	922,848,442.02	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	5,802,832	82.78	480,358,432.96	
	AVIVA	40,109,822	6.44	258,547,912.61	
	イギリスポンド小計	313,327,324		4,143,069,737.55 (887,072,661,506)	
スイス フラン	ALCON	7,475,198	52.78	394,540,950.44	
	スイスフラン小計	7,475,198		394,540,950.44 (78,864,790,583)	
ノルウェー クローネ	AKER BP ASA	15,968,056	314.20	5,017,163,195.20	
	ノルウェークローネ小計	15,968,056		5,017,163,195.20 (83,585,938,832)	
デンマーク クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	10,134,094	390.80	3,960,403,935.20	
	デンマーククローネ小計	10,134,094		3,960,403,935.20 (97,861,581,238)	
香港ドル	AIA GROUP	128,725,800	74.25	9,557,890,650.00	
	香港ドル小計	128,725,800		9,557,890,650.00 (197,083,705,203)	
	合計	789,773,719		4,269,477,704,619 (4,269,477,704,619)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
 3. 通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 28銘柄	100.00%	53.78%
カナダドル	株式 1 銘柄	100.00%	4.79%
ユーロ	株式 7 銘柄	100.00%	9.93%
イギリスポンド	株式 8 銘柄	100.00%	20.78%
スイスフラン	株式 1 銘柄	100.00%	1.85%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	100.00%	1.96%
デンマーククローネ	株式 1 銘柄	100.00%	2.29%
香港ドル	株式 1 銘柄	100.00%	4.62%

②株式以外の有価証券(投資証券)

(2026年6月23日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	AMERICAN TOWER	2,673,374	471,663,374.82	
		アメリカドル小計	2,673,374	471,663,374.82 (76,234,951,272)	
	合計			76,234,951,272 (76,234,951,272)	

- (注)1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
 3. 通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2026年6月30日現在)

<為替ヘッジあり>

I 資産総額	18,866,197,182 円
II 負債総額	9,446,952,165 円
III 純資産総額(I - II)	9,419,245,017 円
IV 発行済数量	6,431,561,141 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.4645 円

<為替ヘッジなし>

I 資産総額	3,964,135,316,376 円
II 負債総額	4,584,620,719 円
III 純資産総額(I - II)	3,959,550,695,657 円
IV 発行済数量	4,388,081,503,578 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	0.9023 円

(参考)インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド

I 資産総額	4,564,085,857,606 円
II 負債総額	20,025,468,164 円
III 純資産総額(I - II)	4,544,060,389,442 円
IV 発行済数量	433,502,369,130 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	10.4822 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

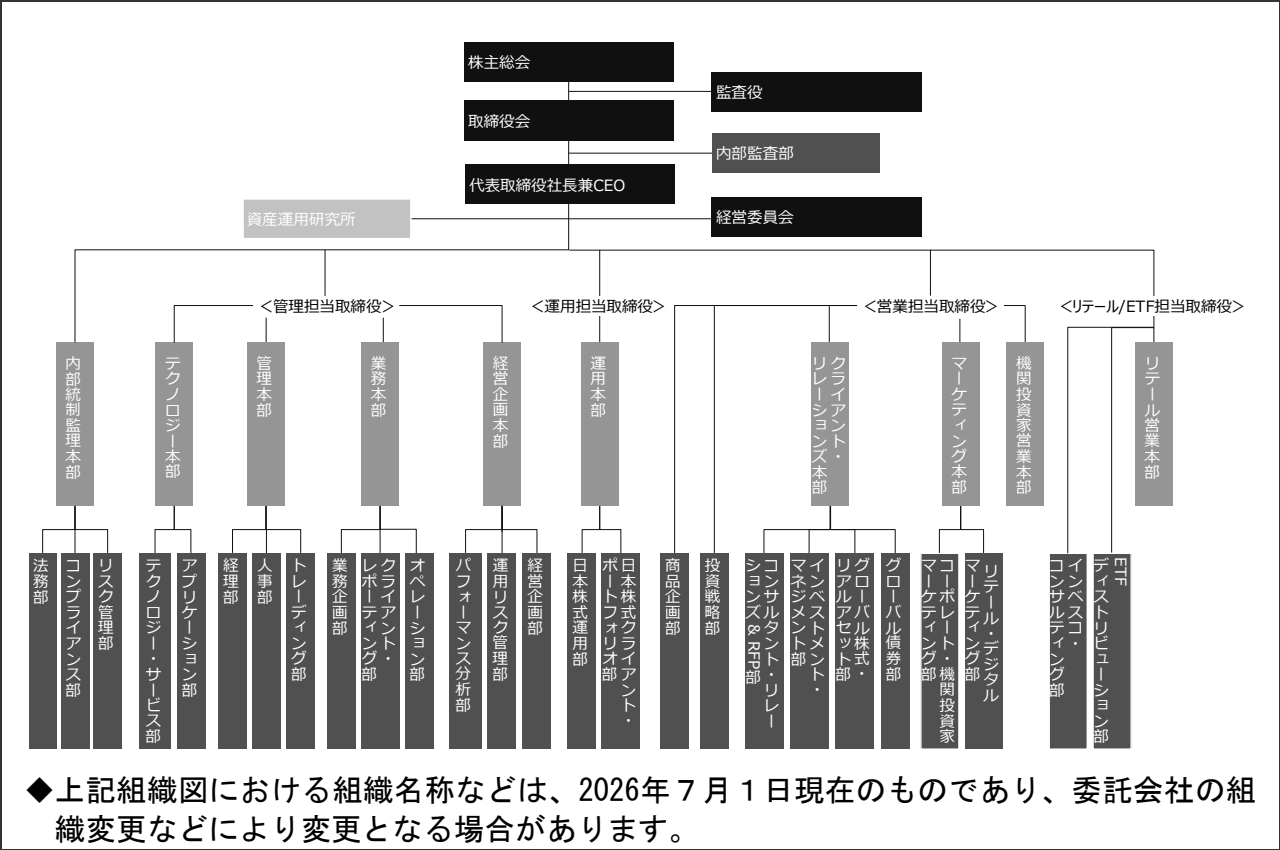
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年 6 月末 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近 5 カ年における 主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会（原則、月次で開催）は、リスク管理委員会（原則、四半期毎で開催）の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2026年6月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	129	11,617,494
	公社債投資信託	2	888
	合計	131	11,618,382
*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。			

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榊原 康太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		9,295,878		12,298,862
前払費用		143,246		148,635
未収入金		482,312		325,012
未収委託者報酬		1,511,218		2,395,986
未収運用受託報酬		693,868		740,233
未収投資助言報酬		3,709		2,547
短期貸付金 ※ 1		500,000		3,000,000
差入保証金		—		367,507
その他の流動資産		248		342
流動資産計		12,630,482		19,279,126
固定資産				
有形固定資産 ※ 2				
建物附属設備	49,665		32,509	
器具備品	74,574		70,941	
建設仮勘定	2,708	126,948	16,690	120,141
無形固定資産				
ソフトウェア	74,582		77,816	
ソフトウェア仮勘定	1,644		1,646	
電話加入権	3,472		3,972	
のれん	137,382		112,403	
顧客関連資産	736,431	953,512	602,534	798,373
投資その他の資産				
投資有価証券	2,937		3,265	
差入保証金	383,384		17,729	
繰延税金資産	892,638		967,432	
その他の投資	3,125	1,282,086	4,509	992,937
固定資産計		2,362,548		1,911,452
資産合計		14,993,030		21,190,579

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		40,836		160,836
未払金				
未払手数料	552,129		1,006,332	
その他未払金	1,079,316	1,631,446	1,428,255	2,434,588
未払費用		353,051		453,519
未払法人税等		1,209,923		1,979,145
未払消費税等		823,419		962,617
賞与引当金		2,146,908		2,311,739
資産除去債務		—		124,481
その他の流動負債		31,849		37,861
流動負債計		6,237,434		8,464,787
固定負債				
長期預り金		117,535		—
退職給付引当金		801,484		892,257
役員退職慰労引当金		109,590		126,304
資産除去債務		124,532		—
固定負債計		1,153,142		1,018,562
負債合計		7,390,577		9,483,350
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	2,194,203	2,194,203	6,298,704	6,298,704
利益剰余金合計		2,194,203		6,298,704
株主資本合計		7,601,156		11,705,657
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,296		1,571
評価・換算差額等合計		1,296		1,571
純資産合計		7,602,452		11,707,229
負債・純資産合計		14,993,030		21,190,579

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		27,957,155		44,715,683
運用受託報酬		2,209,544		1,788,783
投資助言報酬		51,936		27,008
その他営業収益		2,747,522		2,854,994
営業収益計		32,966,159		49,386,470
営業費用				
支払手数料		13,661,093		22,515,975
広告宣伝費		173,041		546,807
調査費				
調査費	507,332		436,953	
委託調査費	5,912,186		9,039,178	
図書費	2,551	6,422,070	2,599	9,478,731
委託計算費		575,398		685,331
営業雑経費				
通信費	10,354		10,422	
印刷費	47,210		13,317	
協会費	25,374	82,939	25,444	49,184
営業費用計		20,914,543		33,276,031
一般管理費				
給料				
役員報酬	114,424		130,648	
給料・手当	1,680,370		1,681,130	
賞与	317,959	2,112,755	133,894	1,945,673
交際費		48,246		64,211
寄付金		1,108		1,108
旅費交通費		96,436		115,874
租税公課		139,089		191,681
不動産賃借料		333,862		346,363
退職給付費用		174,295		165,559
役員退職慰労引当金繰入額		24,928		16,714
賞与引当金繰入額		2,288,609		1,855,534
減価償却費		231,970		235,172
福利厚生費		298,799		265,212
諸経費		3,088,201		3,430,882
一般管理費計		8,838,304		8,633,987
営業利益		3,213,311		7,476,452

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息 ※ 1		18,222		35,533
保険配当金		5,662		5,640
投資有価証券損益		221		—
ヘッジコスト配賦利益		47,513		85,809
雑益		168		170
営業外収益計		71,789		127,154
営業外費用				
為替換算差損		77,666		28,332
固定資産除却損		0		—
投資有価証券損益		—		68
雑損		37		21
営業外費用計		77,703		28,422
経常利益		3,207,397		7,575,184
税引前当期純利益		3,207,397		7,575,184
法人税、住民税及び事業税		1,385,911		2,545,599
法人税等調整額		△299,758		△74,916
法人税等計		1,086,152		2,470,683
当期純利益		2,121,244		5,104,500

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	1, 072, 958	1, 072, 958	6, 479, 912
当期変動額						
当期純利益				2, 121, 244	2, 121, 244	2, 121, 244
剰余金の配当				△1, 000, 000	△1, 000, 000	△1, 000, 000
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1, 121, 244	1, 121, 244	1, 121, 244
当期末残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	2, 194, 203	2, 194, 203	7, 601, 156

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,581	1,581	6,481,493
当期変動額			
当期純利益			2,121,244
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)	△284	△284	△284
当期変動額合計	△284	△284	1,120,959
当期末残高	1,296	1,296	7,602,452

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	2, 194, 203	2, 194, 203	7, 601, 156
当期変動額						
当期純利益				5, 104, 500	5, 104, 500	5, 104, 500
剰余金の配当				△1, 000, 000	△1, 000, 000	△1, 000, 000
株主資本以外の項目の当期の変動額 （純額）						
当期変動額合計	—	—	—	4, 104, 500	4, 104, 500	4, 104, 500
当期末残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	6, 298, 704	6, 298, 704	11, 705, 657

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,296	1,296	7,602,452
当期変動額			
当期純利益			5,104,500
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	275	275	275
当期変動額合計	275	275	4,104,776
当期末残高	1,571	1,571	11,707,229

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項がないため、注記を省略しております。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期貸付金	500,000	3,000,000

※2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	533,044	575,049

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
受取利息	18,222	35,527

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	基準日	効力発生日
2024年3月30日	普通株式	1,000,000	2023年12月31日	2024年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日	普通株式	1,000,000	2024年12月31日	2025年3月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内	249,762	166,508
1年超	166,508	—
合計	416,270	166,508

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	2,937	2,937	—
差入保証金	383,384	379,432	△3,952
資産計	386,322	382,369	△3,952
長期預り金	(117,535)	(116,270)	1,264
負債計	(117,535)	(116,270)	1,264

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

当事業年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,265	3,265	—
差入保証金	385,236	383,182	△2,054
資産計	388,502	386,447	△2,054

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	2,937	-	2,937
資産計	-	2,937	-	2,937

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	3,265	-	3,265
資産計	-	3,265	-	3,265

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	379,432	-	379,432
資産計	-	379,432	-	379,432
長期預り金	-	(116,270)	-	(116,270)
負債計	-	(116,270)	-	(116,270)

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	383,182	-	383,182
資産計	-	383,182	-	383,182

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

当事業年度末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1) 預金	9,295,878	—	—
(2) 未収入金	482,312	—	—
(3) 未収委託者報酬	1,511,218	—	—
(4) 未収運用受託報酬	693,868	—	—
(5) 未収投資助言報酬	3,709	—	—
(6) 短期貸付金	500,000	—	—
(7) 差入保証金	—	383,384	—
合計	12,486,987	383,384	—

当事業年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1) 預金	12,298,862	—	—
(2) 未収入金	325,012	—	—
(3) 未収委託者報酬	2,395,986	—	—
(4) 未収運用受託報酬	740,233	—	—
(5) 未収投資助言報酬	2,547	—	—
(6) 短期貸付金	3,000,000	—	—
(7) 差入保証金	367,507	17,729	—
合計	19,130,148	17,729	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位：千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,068	2,937	1,868
小計	1,068	2,937	1,868
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,068	2,937	1,868

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位：千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,000	3,265	2,265
小計	1,000	3,265	2,265
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,000	3,265	2,265

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の重要な売却はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の重要な売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

前事業年度 (2024年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	832,963
退職給付費用	142,890
退職給付の支払額	△81,872
その他未払金への振替額	△92,495
退職給付引当金の期末残高	801,484

（2）退職給付に関連する損益

（単位：千円）

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	142,890

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）において、31,405千円であります。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	801,484
退職給付費用	133,164
退職給付の支払額	△26,523
その他未払金への振替額	△15,868
退職給付引当金の期末残高	892,257

(2) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	133,164

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)において、32,395千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	657,383	707,854
未払費用	31,664	44,285
未払退職金	28,322	4,858
株式報酬費用	80,661	75,547
退職給付引当金	245,414	273,209
役員退職給付引当金	33,556	38,674
資産除去債務	38,131	38,116
その他	99,553	137,329
繰延税金資産小計	1,214,687	1,319,876
評価性引当額	△317,102	△349,999
繰延税金資産合計	897,584	969,876
繰延税金負債		
資産除去債務	△4,373	△1,749
その他有価証券評価差額金	△572	△693
繰延税金負債合計	△4,945	△2,443
繰延税金資産(負債)の純額	892,638	967,432

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
税額控除調整額	-0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%

当事業年度（2025年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
評価性引当額	0.4%
税額控除調整額	-0.3%
その他	-0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は $\Delta 0.12\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期首残高	124,583	124,532
時の経過による調整額	$\Delta 51$	$\Delta 51$
当期末残高	124,532	124,481

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	27,957,155	2,009,082	51,936	2,747,522	32,765,697
成功報酬	—	200,462	—	—	200,462
合計	27,957,155	2,209,544	51,936	2,747,522	32,966,159

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	44,715,683	1,643,288	27,008	2,854,994	49,240,975
成功報酬	—	145,495	—	—	145,495
合計	44,715,683	1,788,783	27,008	2,854,994	49,386,470

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社のセグメントは、資産運用業として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社のセグメントは、資産運用業として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,551,518	2,477,602	824,855	155,027	5,009,003

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として開示しております。

(単位：千円)

ファンド名称	委託者報酬
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	23,322,288

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,449,934	2,584,113	587,219	49,519	4,670,786

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として開示しております。

(単位：千円)	
ファンド名称	委託者報酬
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	37,170,284

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がいらないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,270,487 千円ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	18,222	短期貸付金	500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	17,230,240 千円ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	35,527	短期貸付金	3,000,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	Midtown Union, 1331 Spring Street, Suite 2500, Atlanta, GA 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,986,911	未収入金	303,757
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	5,136,139	その他未払金	561,400

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	Midtown Union, 1331 Spring Street, Suite 2500, Atlanta, GA 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,850,862	未収入金	164,802
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	8,181,514	その他未払金	929,541

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額 190,061円32銭	1株当たり純資産額 292,680円72銭
1株当たり当期純利益金額 53,031円10銭	1株当たり当期純利益金額 127,612円52銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	2,121,244	5,104,500
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,121,244	5,104,500
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	---

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

信託約款

追加型証券投資信託
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）
—運用の基本方針—

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主としてインベスコ 世界先進国株式 マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）に投資します。
- ② M S C I ワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）をベンチマークとします。
- ③ 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

（3）投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の総資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所金融商品市場（外国市場を含む。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3. 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況環境等を勘案して決定します。（ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。）
- ③ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託

インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,473,558,222円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびインベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）約款に規定する信託の合計で金10兆円を限度として信託金を追加することができます。

② （削 除）

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第52条、第53条、第54条、第56条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,473,558,222口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。）に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託約款

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録するため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（次項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金の手取金をもって取得申込の請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ 第1項および第2項の受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が独自に定める率を基準価額に乗じて得た額とします。

⑥ （削除）

⑦ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づい

信託約款

て収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ⑧ 第4項および前項の規定にかかわらず、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込をする場合または販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金の手取金をもって取得申込をする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込の受付けの中止、すでに受付けた取得申込の取消またはその両方を行うものとします。
- ⑩ 第3項の規定にかかわらず、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）または販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、販売会社は、当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金の手取金をもってするこの信託の受益権の取得の申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の取消またはその両方を行うものとします。

第12条 （削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第19条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする親投資信託であるインベスコ 世界先進国株式 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

信託約款

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、以下の条件を満たす投資信託証券の額については、合計額の計算において、これを算入しないものとします。
 1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券に投資するもの
 2. 投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの
- ⑤ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第19条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第23条から第26条まで、第28条、第30条および第37条から第39条までに掲げる取引を行うことが

信託約款

できます。

- ② 前項の取扱いは、第19条第1項および同条第2項、ならびに第23条から第26条まで、第28条、第30条および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条の2 委託者は、実質的運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド

所在地：英国 オックスフォードシャー

- ② 前項における「実質的運用の指図」とは、マザーファンドの投資信託財産に係る運用の指図をいいます。なお、前項の委託を受けた者が受ける報酬のうちこの投資信託に相当する額は、第45条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者と前項の委託を受けた者の間で別途定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第22条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第27条に定める転換社債型新株予約

信託約款

権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取

信託約款

引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ⑤ 前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め

信託約款

ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

- 第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法（平成17年法律第86号）第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法（明治32年法律第48号）第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

- 第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

- 第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

- 第30条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。なお、委託者は、外国為替の予約の指図に関する権限を、第20条の2第1項に定める者に委託することができるものとし、その場合の報酬等は第20条の2第2項及び第3項に準じて取扱うものとします。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

- 第31条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

- 第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法（平成16年法律第154号）第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に定める基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

信託約款

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第30条により権限を委託された場合の第20条の2の委託先を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第33条 （削除）

（混蔵寄託）

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第35条 （削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第37条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託約款

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第42条 この信託の計算期間は、毎年6月24日から12月23日および12月24日から翌年6月23日までとします。
- なお、第1期の計算期間は、平成11年1月7日から平成11年6月23日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、平成28年12月27日以降に開始する計算期間は、原則として毎月24日から翌月23日までとします。
 - ③ 前2項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

- 第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ② 前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 1. 投資信託財産に係る監査報酬
 2. 法律顧問に対する報酬
 3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 5. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等に係る費用
 6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - ③ 委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。
 - ④ 委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。
 - ⑤ 第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。
 - ⑥ 第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

- 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の173の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、

信託約款

分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金（第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ただし、やむを得ない事情の場合はこの限りではないこととします。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の

信託約款

率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消しまたはその両方を行うものとします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

- 第52条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数とインベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）約款に規定する信託に係る受益権の口数との合計が40億口を下回った場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第53条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社へ引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

信託約款

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第57条の2 第52条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

（公告）

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附 則）

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済

信託約款

日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成11年1月7日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型） —運用の基本方針—

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてインベスコ 世界先進国株式 マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）に投資します。
- ② M S C I ワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託者が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の総資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所金融商品市場（外国市場を含む。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3. 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の金額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況環境等を勘案して決定します。（ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。）
- ③ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託

インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金35,882,656円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）約款に規定する信託の合計で金10兆円を限度として信託金を追加することができます。

② （削 除）

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第52条、第53条、第54条、第56条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については35,882,656口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。）に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託約款

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（次項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金の手取金をもって取得申込の請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ 第1項および第2項の受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が独自に定める率を基準価額に乗じて得た額とします。

⑥ （削 除）

⑦ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の

信託約款

売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ⑧ 第4項および前項の規定にかかわらず、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込をする場合または販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金の手取金をもって取得申込をする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込の受付けの中止、すでに受付けた取得申込の取消またはその両方を行うものとします。
- ⑩ 第3項の規定にかかわらず、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）または販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、販売会社は、当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金の手取金をもってするこの信託の受益権の取得の申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の取消またはその両方を行うものとします。

第12条 （削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第19条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする親投資信託であるインベスコ 世界先進国株式 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

信託約款

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、以下の条件を満たす投資信託証券の額については、合計額の計算において、これを算入しないものとします。
 1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券に投資するもの
 2. 投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの
- ⑤ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第19条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第23条から第26条まで、第28条、第30条および第37条から第39条までに掲げる取引を行うことができます。

信託約款

- ② 前項の取扱いは、第19条第1項および同条第2項、ならびに第23条から第26条まで、第28条、第30条および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条の2 委託者は、実質的運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド

所在地：英国 オックスフォードシャー

- ② 前項における「実質的運用の指図」とは、マザーファンドの投資信託財産に係る運用の指図をいいます。なお、前項の委託を受けた者が受ける報酬のうちこの投資信託に相当する額は、第45条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者と前項の委託を受けた者の間で別途定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第22条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第27条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

信託約款

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らな

信託約款

い範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信託約款

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

- 第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法（平成17年法律第86号）第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法（明治32年法律第48号）第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

- 第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

- 第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

- 第30条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

- 第31条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

- 第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法（平成16年法律第154号）第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に定める基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

信託約款

第33条 (削除)

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第35条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第36条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託約款

（信託の計算期間）

第42条 この信託の計算期間は、毎年6月24日から12月23日および12月24日から翌年6月23日までとします。

なお、第1期の計算期間は、平成11年1月7日から平成11年6月23日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、平成28年12月27日以降に開始する計算期間は、原則として毎月24日から翌月23日までとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

- ③ 委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができます。

- ④ 委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

- ⑤ 第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

- ⑥ 第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

（信託報酬等の総額）

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の173の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 （削除）

信託約款

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金（第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第49条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ただし、やむを得ない事情の場合はこの限りではないこととしします。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
- ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。

信託約款

- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

- 第52条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数とインベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）約款に規定する信託に係る受益権の口数との合計が40億口を下回った場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第53条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社へ引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた

信託約款

場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第57条の2 第52条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

（公 告）

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附 則）

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価

信託約款

値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成11年1月7日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託約款

「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」信託約款（抜粋） —運用の基本方針—

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式に投資します。
- ② 日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、当社独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較でみた割安銘柄に分散投資し、投資信託財産の長期的な成長をめざします。当ファンドのベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とします。
- ③ 銘柄選択にあたっては、当社独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタル分析と株価の適正水準評価等ボトム・アップ・アプローチにより行います。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤ 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の総資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（取引所金融商品市場（外国市場を含む。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

インベスコ 世界厳選株式オープン

<為替ヘッジあり> (年1回決算型) / <為替ヘッジなし> (年1回決算型)

愛称: 世界のベスト

追加型投信 / 内外 / 株式

インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）
ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	： インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹
本店の所在の場所	： 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

- ◇本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。
- ◇インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）／＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月16日に関東財務局長に提出しており、2026年9月17日にその届出の効力が生じております。
- ◇本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ 世界厳選株式オープン
 <為替ヘッジあり> (年1回決算型) / <為替ヘッジなし> (年1回決算型)
 愛称：世界のベスト

投資信託説明書（請求目論見書）目次

第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	12
3	投資リスク	20
4	手数料等及び税金	26
5	運用状況	33
第2	管理及び運営	42
1	申込（販売）手続等	42
2	換金（解約）手続等	43
3	資産管理等の概要	45
4	受益者の権利等	48
第3	ファンドの経理状況	49
1	財務諸表	52
2	ファンドの現況	102
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	103
第三部 委託会社等の情報		104
第1	委託会社等の概況	104
1	委託会社等の概況	104
2	事業の内容及び営業の概況	105
3	委託会社等の経理状況	106
4	利害関係人との取引制限	133
5	その他	133
信託約款		134

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)

インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)

以下、両ファンドを総称して、またはそれぞれのファンドを「当ファンド」もしくは「ファンド」という場合があります。

また、「インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)」を「<為替ヘッジあり>」、「インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)」を「<為替ヘッジなし>」という場合があります。

ファンドの愛称を「世界のベスト」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
 - ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関[※]の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ※社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
 - ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

<為替ヘッジあり>および<為替ヘッジなし>の合計で10兆円を上限とします。

*受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額^{※1}とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。スイッチング^{※2}による発行価格も、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※1 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に<為替ヘッジあり>は「世界厳選有1」、<為替ヘッジなし>は「世界厳選無1」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※2 「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。スイッチングとは、「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成するいずれかのファンドを換金した場合の換金代金をもって、その換金の申込日に他の構成ファンドの購入の申し込みが行われ、かつ当該購入の申し込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。スイッチングによる換金の際も信託財産留保額がかかります。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

- ・購入時手数料※¹は、購入口数、購入金額※²または購入代金※³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。

※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。

- ・「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2026年9月17日から2027年3月18日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9) 【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

※ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

※ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12) 【その他】

- ・ 申込証拠金はありせん。
- ・ 購入代金には利息を付しせん。
- ・ 日本以外の地域における発行はありせん。
- ・ クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありせん。
- ・ ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 ※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の合計で金10兆円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信 資産複合	
	その他資産	

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、その他 資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の 記載があるもの ※ファンドが投資対象とする投資信託証券 （親投資信託）は、株式（一般）を投資対 象としており、ファンドの実質的な投資 収益の源泉は株式（一般）です
	（一般）	
	（大型株）	
	（中小型株）	
	債券	
	（一般）	
	（公債）	
	（社債）	
	（その他債券）	
	（クレジット属性）	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
	（資産配分固定型）	
	（資産配分変更型）	
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回 決算する旨の記載があるもの
	年2回	
	年4回	
	年6回（隔月）	
投資対象 地域	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、組入資 産による投資収益が世界の資産を源泉とす る旨の記載があるもの ※なお、ファンドにおいては「世界の資産」 の中に「日本」を含みます
	日々	
	その他	
	グローバル	
	日本	
投資形態	北米	目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資 されるものを除く。）を投資対象として投資 するもの
	欧州	
	アジア	
	オセアニア	
	アフリカ	
為替 ヘッジ※	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、為替の フルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッ ジを行う旨の記載があるもの
	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資 されるものを除く。）を投資対象として投資 するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	
為替 ヘッジ※	<為替ヘッジあり>：為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、為替の フルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッ ジを行う旨の記載があるもの
	<為替ヘッジなし>：為替ヘッジなし	

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

*ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

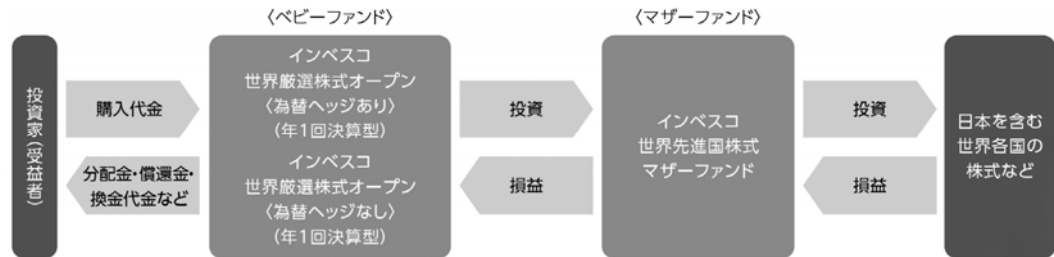
④ファンドの特色

1.	主としてマザーファンド※¹受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較で見た割安銘柄を厳選し投資します。 ※¹ ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」です。
2.	銘柄選択にあたっては、独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタルズ分析と株価の適正水準評価等に基づくボトムアップ・アプローチにより行います。
3.	為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。 ＜為替ヘッジあり＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ＜為替ヘッジなし＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
4.	＜為替ヘッジあり＞はMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）※²、＜為替ヘッジなし＞はMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）※²をベンチマーク※³とします。 ※² ◇MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）とは、MSCI Inc. が算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）の数値です。MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とは、MSCI Inc. が算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。 ◇MSCIワールド・インデックスは、MSCI Inc. が算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCI Inc. の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc. のサービスマークです。 ◇この情報はMSCI Inc. の営業秘密であり、またその著作権はMSCI Inc. に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。 また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。 ◇MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。 ※³ ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
5.	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、オックスフォードシャー）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

6。

ファミリーファンド方式※⁴で運用を行います。

※⁴ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。
なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



*「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。スイッチングによる換金の際も信託財産留保額がかかります。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

⑤ファンドのポイント

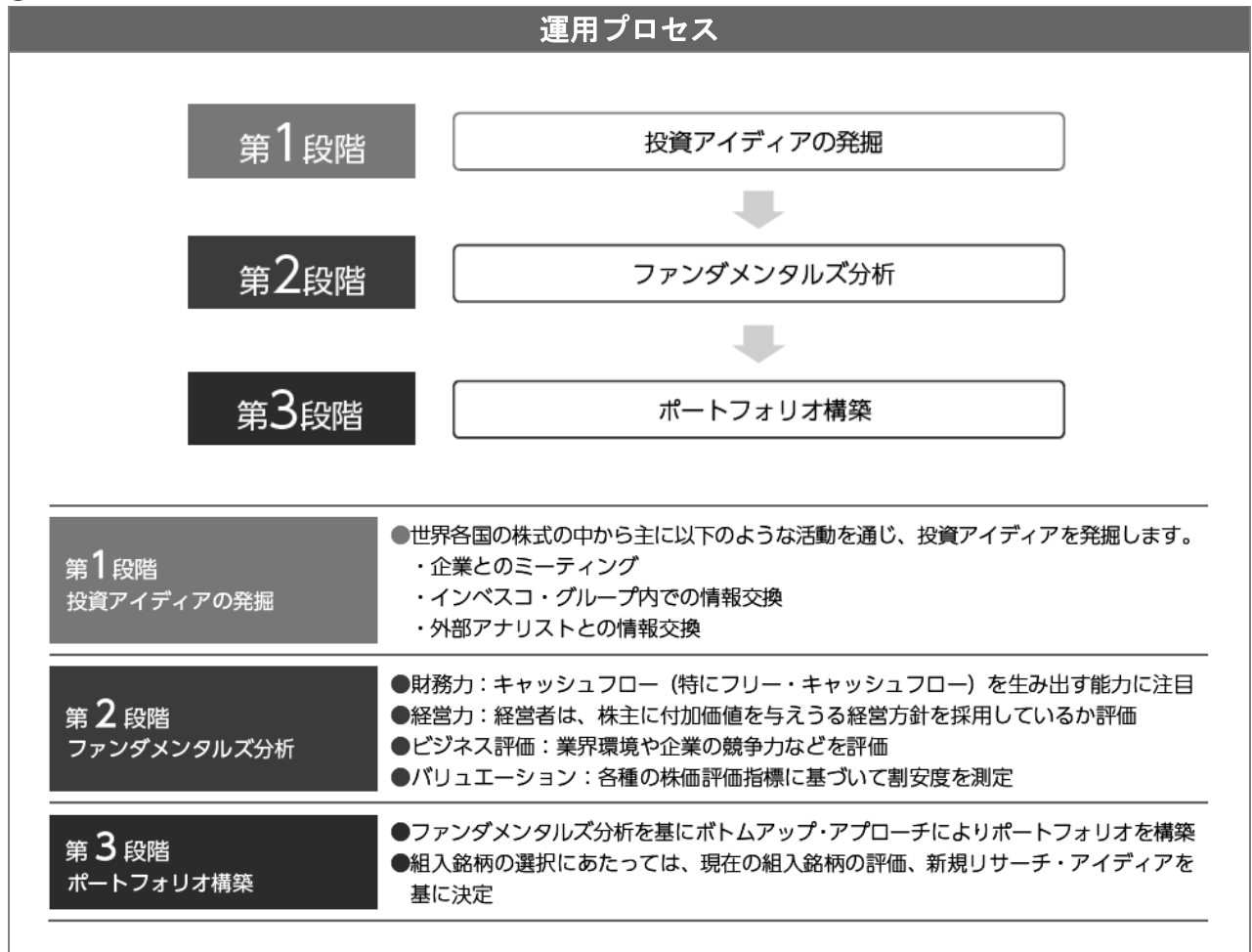
ファンドのポイント

「株式投資の王道」にこだわって世界のベストに厳選投資

日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、独自の視点で厳選した世界のベストと考える銘柄に投資を行います。「成長」+「配当」+「割安」の3つの観点に着目して投資を行うことを、当ファンドでは「株式投資の王道」と考えています。



⑥ファンドの運用プロセス



◆ファンドの運用プロセス等は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

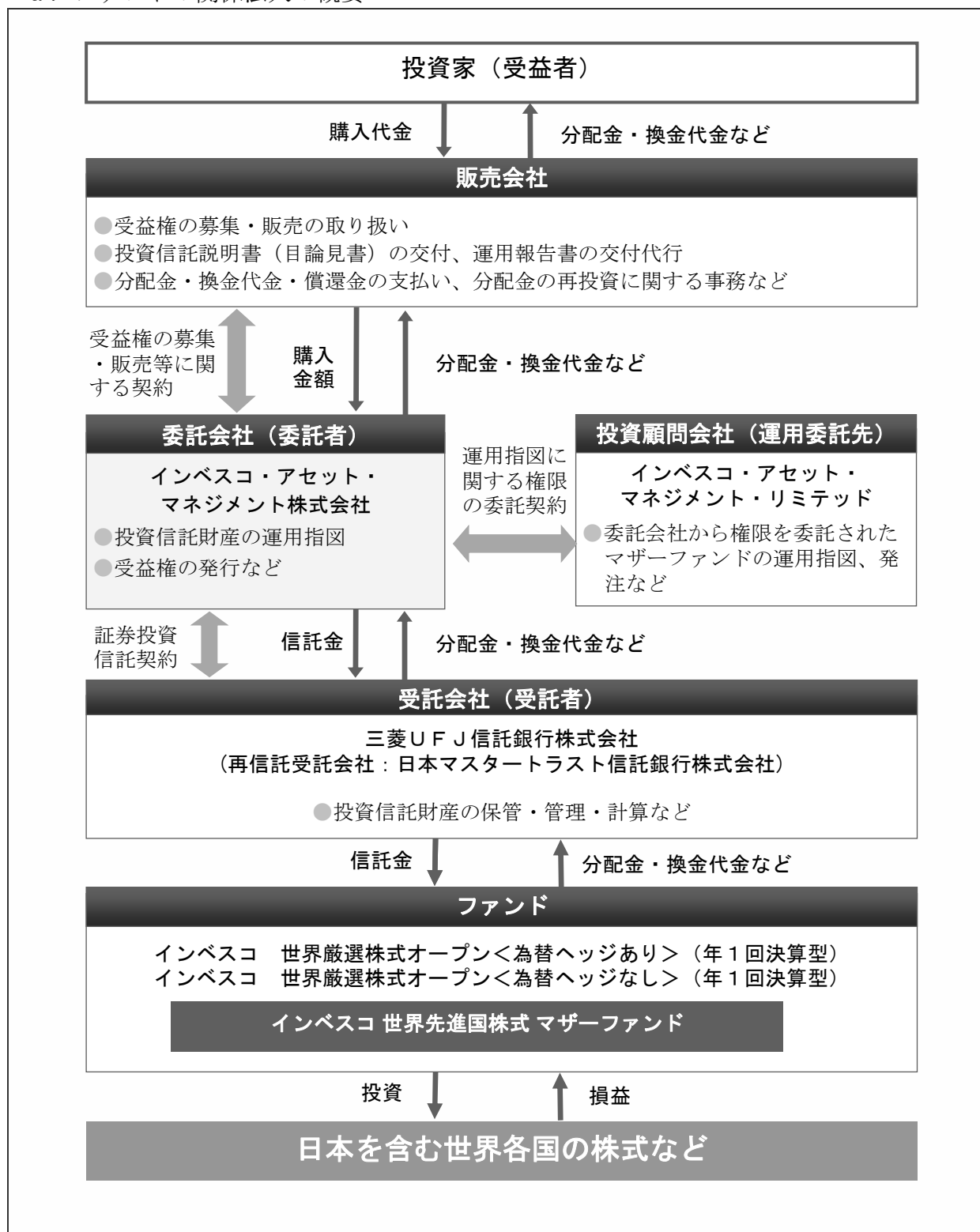
(2) 【ファンドの沿革】

2018年10月5日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
------------	--------------------

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先） インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社（運用委託先）と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が運用委託先に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる運用委託先の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	4,000百万円（2026年6月末現在）			
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更			
大株主の状況	（2026年6月末現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ファアー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	・主としてインベスコ 世界先進国株式 マザーファンド受益証券に投資します。 ・実質外貨建資産については、以下の運用を行います。 <為替ヘッジあり> 為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 <為替ヘッジなし> 原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a. 有価証券 b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条から第27条までに定めるものに限りま。 c. 約束手形 d. 金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	a. 為替手形
投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a. 株券または新株引受権証書 b. 国債証券 c. 地方債証券 d. 特別の法律により法人の発行する債券 e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j. コマーシャル・ペーパー k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証

	券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券 l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。） n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。） p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。） r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） t. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。） u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの v. 外国の者に対する権利で前 u. の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン d. 手形割引市場において売買される手形 e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの f. 外国の者に対する権利で前 e. の権利の性質を有するもの *前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

①インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの運用体制

運用体制図	
<pre> graph TD CIO[チーフ・インベストメント・オフィサー (C I O)] UK[英国・欧州 株式チーム] Global[グローバル 株式チーム] Asia[アジア・ エマージング 株式チーム] FI[債券チーム] MA[マルチ・アセット・ チーム] CIO --- UK CIO --- Global CIO --- Asia CIO --- FI CIO --- MA </pre>	
マザーファンドの運用体制の概要	委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。 マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドのグローバル株式チームが担当します。

②ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（4名程度）は、運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているファンドのガイドライン・モニタリングをサポートし、その結果異常がある場合はリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてクライアント・リレーションズ本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・クライアント・リレーションズ本部（15名程度）は、運用委託先およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、クライアント・リレーションズ本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ・クライアント・リレーションズ本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 *「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧ください。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・運用委託先の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、2026年6月末現在のものであり、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

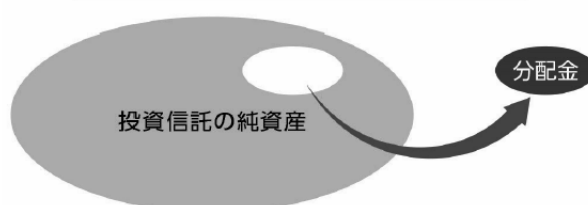
ファンドの決算日	年1回の12月23日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰り越し分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額の水準、市況環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
分配金の支払い	a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。 * 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

①信託約款上の投資制限

マザーファンド受益証券への投資制限（運用の基本方針）	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への実質投資割合 ^{※1} には、制限を設けません。 ※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ^{※2} への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券 ^{※3} への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※3 マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第16条第7項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条）	一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

信用取引の指図（第24条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
先物取引等の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所^{※4}における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第26条）	・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（第27条）	・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。

有価証券の貸し付けの指図（第28条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第29条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第30条）	投資信託財産に属する実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第36条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

(参考) インベスコ 世界先進国株式 マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
投資対象	日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を主要投資対象とします。
主な投資態度	・日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式に投資します。 ・日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、当社独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較でみた割安銘柄に分散投資し、投資信託財産の長期的な成長をめざします。ベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とします。 ・銘柄選択にあたっては、当社独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタル分析と株価の適正水準評価等ボトム・アップ・アプローチにより行います。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の総資産総額の20%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（取引所金融商品市場（外国市場を含む。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に国内外の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク (株式)	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

為替変動リスク	＜為替ヘッジあり＞ 《為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。》 為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 ＜為替ヘッジなし＞ 《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。
---------	--

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンド固有の留意点

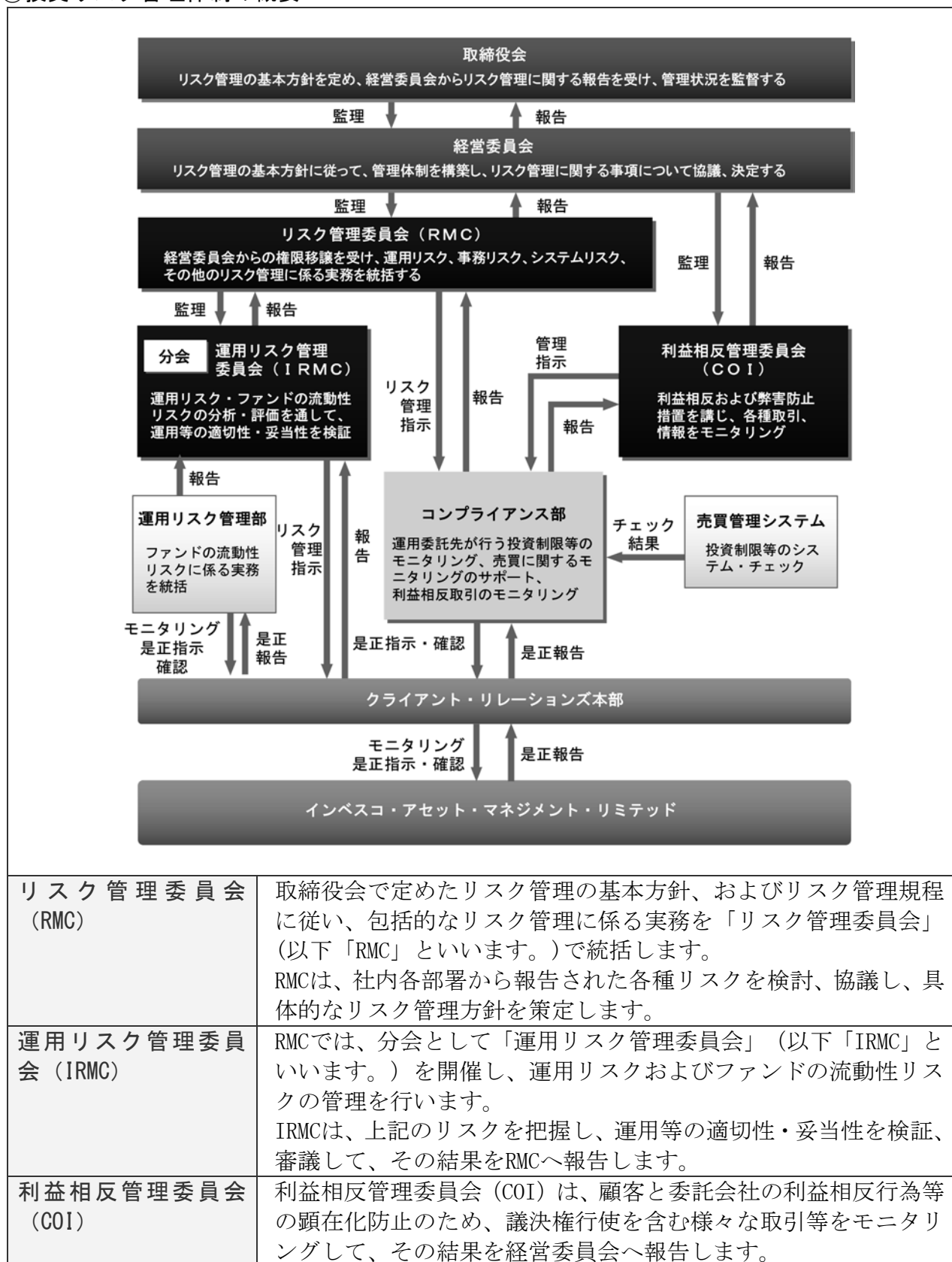
ベンチマークに関する留意点	ベンチマークは、今後、他の指数へ変更されることがあります。
---------------	-------------------------------

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
ファミリーファンド方式に関する留意点	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

①投資リスク管理体制の概要



②関係部署の役割

コンプライアンス部	運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリングをサポートし、異常がある場合はその結果をRMCに報告し、必要に応じてクライアント・リレーションズ本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
クライアント・リレーションズ本部	運用委託先から情報開示を受けたファンドのパフォーマンス状況等の他、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリング結果等に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。 また、クライアント・リレーションズ本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。
運用リスク管理部	ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。

③運用委託先における投資リスク管理体制

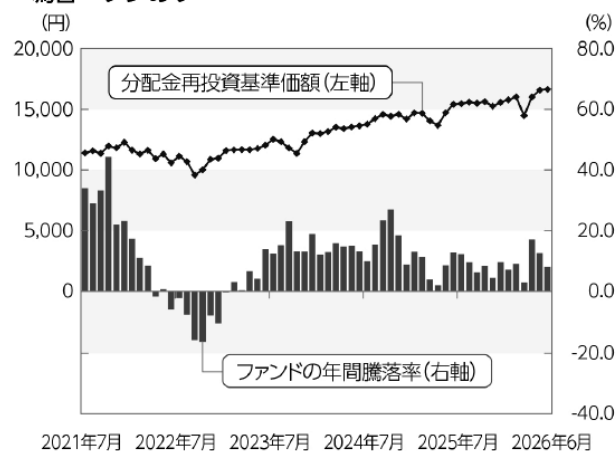
システムによる管理	売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を発します。
専門部門による管理	運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。

- ◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

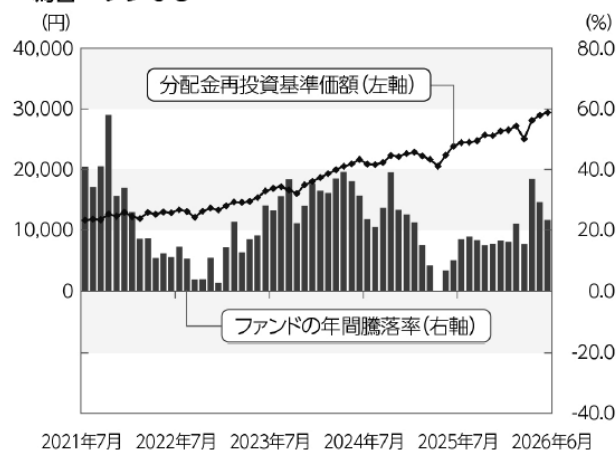
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＜為替ヘッジあり＞



＜為替ヘッジなし＞

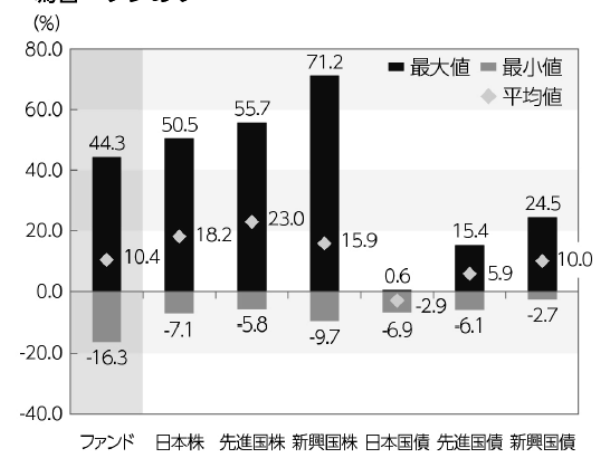


* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

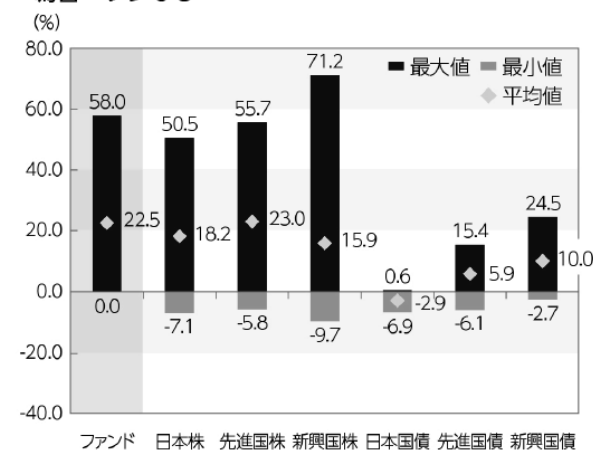
■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2021年7月～2026年6月
代表的な資産クラス：2021年7月～2026年6月

＜為替ヘッジあり＞



＜為替ヘッジなし＞



* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.903％（税抜き1.73％）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。			
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、販売会社ごとの取扱純資産残高に応じて以下の通り（税抜き）とします。			
	総額（年率）		1.73％	
	販売会社ごとの取扱純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円以下の部分	0.83％	0.80％	0.10％
	500億円超 1,000億円以下の部分	0.78％	0.85％	0.10％
	1,000億円超の部分	0.73％	0.90％	0.10％
	*委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40％により計算された報酬額が支払われます。			
	信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。			
	配分先	役務の内容		
	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等			
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等			
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。			

(4) 【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

① 信託事務の諸費用

該当する費用	・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

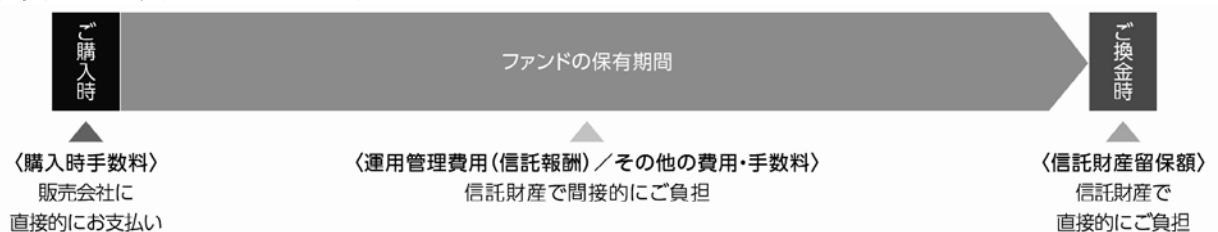
②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・ 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・ 法律顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用		
計算方法等	<table><tr><td>その他信託事務の諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期



<照会先>

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および地方税）の税率による源泉徴収が行われます。 ・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。
解約金および償還金に対する課税	・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税および地方税）の税率による申告分離課税が適用されます。 ・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。
損益通算について	・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 * 特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

◇少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率が源泉徴収されます。 ・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。
---------------------	---

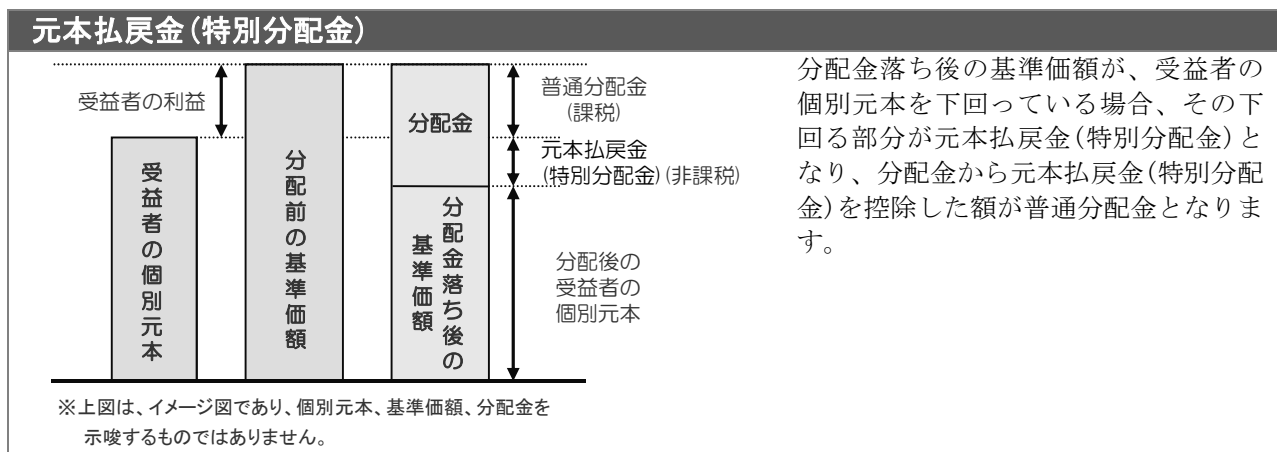
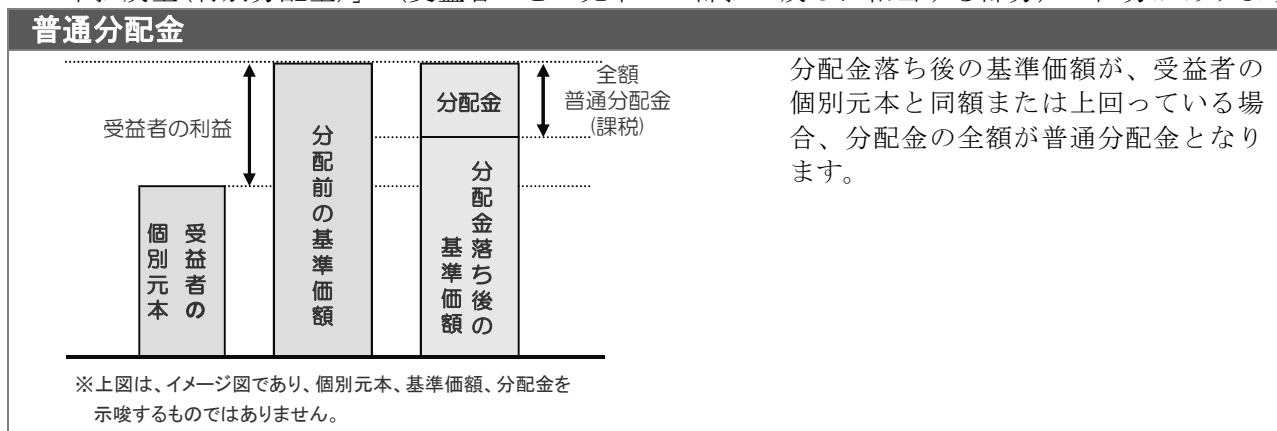
◇個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)*を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



- ◆上記は、2026年6月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
<為替ヘッジあり>	2.02%	1.90%	0.12%
<為替ヘッジなし>	1.91%	1.90%	0.01%

* 対象期間は直近の運用報告書の作成期間（2024年12月24日～2025年12月23日）です。

* 期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

* 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2026年6月30日現在)

＜為替ヘッジあり＞

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,874,742,396	101.46
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△84,694,218	△1.46
合 計(純資産総額)		5,790,048,178	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

＜為替ヘッジなし＞

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	554,723,510,886	100.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△624,053,615	△0.11
合 計(純資産総額)		554,099,457,271	100.00

(参考)インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	1,965,659,394,006	43.25
	イギリス	979,088,625,083	21.54
	オランダ	361,217,543,698	7.94
	カナダ	208,307,634,217	4.58
	香港	192,478,797,159	4.23
	フランス	108,480,843,655	2.38
	デンマーク	107,081,372,722	2.35
	バミューダ	99,618,071,125	2.19
	スイス	90,501,554,552	1.99
	アイルランド	88,908,727,420	1.95
	ノルウェー	79,058,164,617	1.73
	ベルギー	50,893,544,185	1.12
	小 計	4,331,294,272,439	95.31
投資証券	アメリカ	73,224,572,815	1.61
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		139,541,544,188	3.07
合 計(純資産総額)		4,544,060,389,442	100.00

(2) 【投資資産】 (2026年 6 月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<為替ヘッジあり>

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	560, 449, 371	9. 3655 5, 248, 898, 099	10. 4822 5, 874, 742, 396	101. 46

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101. 46
合 計	101. 46

<為替ヘッジなし>

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	52, 920, 523, 448	9. 4107 498, 020, 949, 371	10. 4822 554, 723, 510, 886	100. 11

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100. 11
合 計	100. 11

(参考) インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	3I GROUP	金融サービス	40,852,078	4,857.97	198,458,557,457	5,367.64	219,279,574,773	4.82
2	カナダ	株式	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	運輸	14,779,775	13,842.97	204,595,989,321	14,094.10	208,307,634,217	4.58
3	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS	半導体・半導体製造装置	4,313,110	53,958.94	232,730,883,384	46,359.09	199,951,885,724	4.40
4	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	資本財	65,016,459	3,036.07	197,394,904,273	3,043.38	197,870,285,115	4.35
5	香港	株式	AIA GROUP	保険	128,725,800	1,537.71	197,943,915,361	1,495.26	192,478,797,159	4.23
6	アメリカ	株式	MEDLINE-A	ヘルスケア機器・サービス	25,009,162	5,636.55	140,965,564,635	6,432.26	160,865,629,939	3.54
7	オランダ	株式	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	食品・飲料・タバコ	9,262,864	15,748.58	145,876,975,111	16,463.09	152,495,439,645	3.35
8	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・サービス	2,250,068	59,652.34	134,221,827,210	59,852.08	134,671,255,117	2.96
9	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED	銀行	28,686,457	4,453.68	127,760,457,587	4,387.01	125,848,060,588	2.76
10	アメリカ	株式	NVIDIA	半導体・半導体製造装置	3,645,751	33,882.67	123,527,790,795	31,661.17	115,428,772,448	2.54
11	アメリカ	株式	EAST WEST BANCORP	銀行	5,164,482	20,969.42	108,296,195,755	20,962.92	108,262,649,346	2.38
12	アメリカ	株式	TRACTOR SUPPLY COMPANY	一般消費財・サービス流通・小売り	21,227,930	4,873.60	103,456,560,395	5,066.56	107,552,750,844	2.36
13	デンマーク	株式	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	素材	10,593,222	9,703.41	102,790,479,061	10,108.47	107,081,372,722	2.35
14	アメリカ	株式	UNION PACIFIC	運輸	2,417,602	42,206.78	102,039,207,588	44,283.75	107,060,489,820	2.35
15	アメリカ	株式	QXO	資本財	36,402,279	2,718.40	98,956,268,293	2,893.78	105,340,543,667	2.31
16	イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融サービス	5,802,832	17,801.83	103,301,081,008	17,367.43	100,780,324,984	2.21
17	バミューダ	株式	VIKING HOLDINGS	消費者サービス	5,845,160	16,247.11	94,967,013,016	17,042.83	99,618,071,125	2.19
18	アメリカ	株式	AMCOR	素材	13,373,503	6,606.02	88,345,697,830	6,973.02	93,253,792,154	2.05
19	スイス	株式	ALCON	ヘルスケア機器・サービス	8,257,582	10,626.16	87,746,470,070	10,959.81	90,501,554,552	1.99
20	オランダ	株式	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	メディア・娯楽	25,404,637	3,392.83	86,193,659,010	3,427.12	87,064,777,662	1.91
21	アメリカ	株式	BROADCOM	半導体・半導体製造装置	1,405,703	63,677.99	89,512,342,561	60,482.15	85,019,947,433	1.87
22	ノルウェー	株式	AKER BP ASA	エネルギー	15,968,056	5,134.02	81,980,446,609	4,951.01	79,058,164,617	1.73
23	オランダ	株式	PROSUS NV	一般消費財・サービス流通・小売り	10,884,854	7,016.42	76,372,753,563	7,114.65	77,442,032,638	1.70
24	イギリス	株式	RELX	商業・専門サービス	15,255,163	5,006.36	76,372,898,857	5,075.17	77,422,698,154	1.70
25	アメリカ	株式	PERFORMANCE FOOD GROUP	生活必需品流通・小売り	4,044,640	16,662.83	67,395,180,684	18,293.23	73,989,543,944	1.62
26	アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER	—	2,673,374	28,650.46	76,593,415,437	27,390.32	73,224,572,815	1.61
27	イギリス	株式	ROSEBANK INDUSTRIES	資本財	103,897,751	716.56	74,449,898,112	696.76	72,392,004,782	1.59
28	イギリス	株式	DIAGEO	食品・飲料・タバコ	20,070,697	3,266.20	65,554,912,958	3,368.75	67,613,326,101	1.48
29	アメリカ	株式	WATERS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,103,649	58,196.59	64,228,610,613	59,900.79	66,109,457,247	1.45
30	アメリカ	株式	SUNBELT RENTALS HOLDINGS	資本財	5,539,222	13,517.34	74,875,567,050	11,838.23	65,574,589,596	1.44

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率 (%)
株式	資本財	12.66
	半導体・半導体製造装置	8.81
	金融サービス	8.23
	運輸	8.07
	ヘルスケア機器・サービス	7.95
	銀行	6.49
	素材	5.65
	保険	5.45
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.28
	商業・専門サービス	5.02
	食品・飲料・タバコ	4.84
	消費者サービス	4.05
	ソフトウェア・サービス	2.96
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.06
	メディア・娯楽	1.91
	エネルギー	1.73
	生活必需品流通・小売り	1.62
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.30
	耐久消費財・アパレル	1.15
	小 計	95.31
投資証券	－	1.61
合 計		96.92

(注)業種については、GICS（世界産業分類基準）に準じています。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

<為替ヘッジあり>

	純資産総額 ^(注) (百万円) (分配落)	純資産総額 ^(注) (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間(2018年12月25日現在)	0.8	0.8	0.8270	0.8270
第2期計算期間(2019年12月23日現在)	138	138	1.0521	1.0521
第3期計算期間(2020年12月23日現在)	214	214	0.9778	0.9778
第4期計算期間(2021年12月23日現在)	514	514	1.2052	1.2052
第5期計算期間(2022年12月23日現在)	1,046	1,046	1.0849	1.0849
第6期計算期間(2023年12月25日現在)	3,031	3,031	1.2979	1.2979
第7期計算期間(2024年12月23日現在)	4,263	4,263	1.4038	1.4038
第8期計算期間(2025年12月23日現在)	5,661	5,661	1.5577	1.5577
2025年6月末日	4,602	—	1.5394	—
2025年7月末日	4,816	—	1.5456	—
2025年8月末日	5,009	—	1.5585	—
2025年9月末日	5,388	—	1.5493	—
2025年10月末日	5,602	—	1.5626	—
2025年11月末日	5,733	—	1.5246	—
2025年12月末日	5,722	—	1.5564	—
2026年1月末日	5,469	—	1.5770	—
2026年2月末日	5,617	—	1.6018	—
2026年3月末日	5,109	—	1.4468	—
2026年4月末日	5,648	—	1.6009	—
2026年5月末日	5,837	—	1.6568	—
2026年6月末日	5,790	—	1.6637	—

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。ただし、純資産総額が単位未満の場合は小数点以下第2位を切捨てて表示しております。

<為替ヘッジなし>

	純資産総額 ^(注) (百万円) (分配落)	純資産総額 ^(注) (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間(2018年12月25日現在)	4	4	0.8237	0.8237
第2期計算期間(2019年12月23日現在)	174	174	1.0328	1.0328
第3期計算期間(2020年12月23日現在)	789	789	0.9478	0.9478
第4期計算期間(2021年12月23日現在)	3,531	3,531	1.2612	1.2612
第5期計算期間(2022年12月23日現在)	6,730	6,730	1.3145	1.3145
第6期計算期間(2023年12月25日現在)	62,447	62,447	1.7931	1.7931
第7期計算期間(2024年12月23日現在)	177,296	177,296	2.2119	2.2119
第8期計算期間(2025年12月23日現在)	423,671	423,671	2.6369	2.6369
2025年6月末日	256,135	—	2.3797	—
2025年7月末日	289,573	—	2.4430	—
2025年8月末日	319,001	—	2.4474	—
2025年9月末日	353,545	—	2.4701	—
2025年10月末日	387,425	—	2.5673	—
2025年11月末日	399,960	—	2.5549	—

	純資産総額 ^(注) (百万円) (分配落)	純資産総額 ^(注) (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
2025年12月末日	429,370	—	2.6333	—
2026年1月末日	448,057	—	2.6498	—
2026年2月末日	473,034	—	2.7161	—
2026年3月末日	447,146	—	2.5014	—
2026年4月末日	507,754	—	2.8067	—
2026年5月末日	531,613	—	2.8900	—
2026年6月末日	554,099	—	2.9371	—

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。ただし、純資産総額が単位未満の場合は小数点以下第2位を切捨てて表示しております。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
第1期計算期間	0.0000	0.0000
第2期計算期間	0.0000	0.0000
第3期計算期間	0.0000	0.0000
第4期計算期間	0.0000	0.0000
第5期計算期間	0.0000	0.0000
第6期計算期間	0.0000	0.0000
第7期計算期間	0.0000	0.0000
第8期計算期間	0.0000	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)	
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
第1期計算期間	△17.30	△17.63
第2期計算期間	27.22	25.39
第3期計算期間	△7.06	△8.23
第4期計算期間	23.26	33.07
第5期計算期間	△9.98	4.23
第6期計算期間	19.63	36.41
第7期計算期間	8.16	23.36
第8期計算期間	10.96	19.21
第9期中間計算期間 (自 2025年12月24日 至 2026年6月23日)	6.06	10.15

(注1) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2) 第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用してあります。

(4) 【設定及び解約の実績】

	為替ヘッジあり		為替ヘッジなし	
	設定数量(口)	解約数量(口)	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	1,016,980	10,880	4,953,982	627
第2期計算期間	164,723,998	33,936,787	309,077,149	144,750,955
第3期計算期間	169,393,147	81,414,174	1,090,849,246	427,640,181
第4期計算期間	397,690,349	190,341,001	2,704,929,286	737,118,605
第5期計算期間	625,452,938	87,717,925	3,281,016,336	961,459,038
第6期計算期間	1,809,522,526	438,845,737	32,537,687,003	2,831,160,115
第7期計算期間	1,754,736,273	1,053,502,196	59,702,820,350	14,373,034,986
第8期計算期間	2,061,313,644	1,463,532,273	107,172,858,875	26,659,296,288
第9期中間計算期間 (自 2025年12月24日 至 2026年6月23日)	580,861,293	712,224,406	46,121,952,370	19,748,300,723

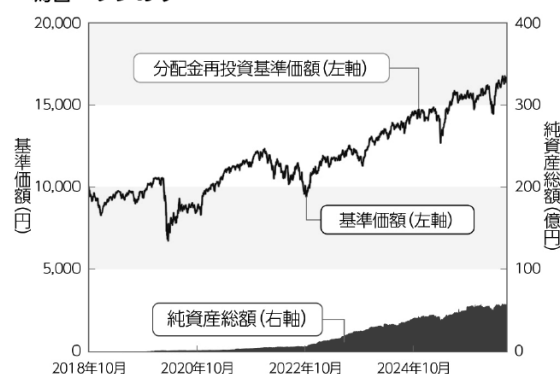
(注1) 設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

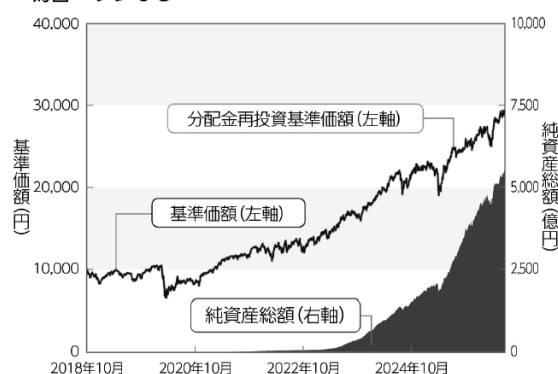
基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（設定来）

<為替ヘッジあり>



<為替ヘッジなし>



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

■ 期間騰落率

	基準価額	純資産総額
為替ヘッジあり	16,637円	57.90億円
為替ヘッジなし	29,371円	5,540.99億円

期間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	設定来
為替ヘッジあり	0.4%	15.0%	6.9%	8.1%	38.1%	47.9%	66.4%
為替ヘッジなし	1.6%	17.4%	11.5%	23.4%	78.5%	154.2%	193.7%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月	設定来累計
為替ヘッジあり	0円	0円	0円	0円	0円	0円
為替ヘッジなし	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

■ 資産配分

	純資産比
外国株式	96.9%
現金等	3.1%

銘柄数 49

* 株式には、投資信託証券などが含まれています。

■ 組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	アメリカ	44.9%
2	イギリス	21.5%
3	オランダ	7.9%
4	カナダ	4.6%
5	香港	4.2%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	3iグループ	イギリス	金融	4.8%
2	カナディアン・パシフィック・カンザス・シティ	カナダ	資本財・サービス	4.6%
3	テキサス・インスツルメンツ	アメリカ	情報技術	4.4%
4	ロールス・ロイス・ホールディングス	イギリス	資本財・サービス	4.4%
5	友邦保険控股 (AIAグループ)	香港	金融	4.2%
6	メドライン	アメリカ	ヘルスケア	3.5%
7	コカ・コーラ・ユーロパシフィック・パートナーズ	オランダ	生活必需品	3.4%
8	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	3.0%
9	スタンダードチャータード	イギリス	金融	2.8%
10	エヌビディア	アメリカ	情報技術	2.5%

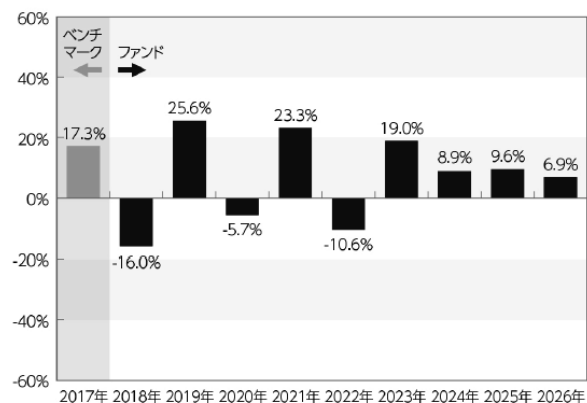
* 国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

* 業種はベンチマークで採用している分類に準じています。

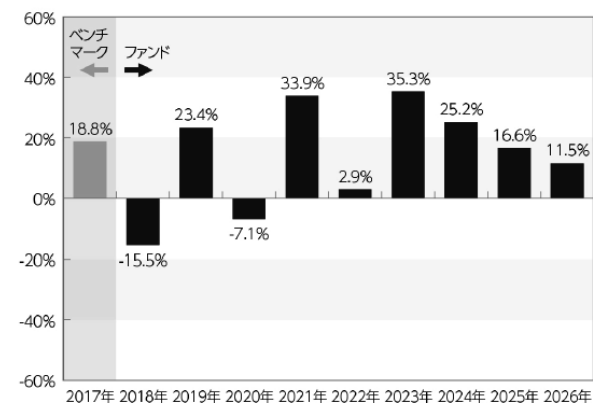
- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。
- ・ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

年間収益率の推移

＜為替ヘッジあり＞



＜為替ヘッジなし＞



- * ＜為替ヘッジあり＞のベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）、＜為替ヘッジなし＞のベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）です。各ファンドのベンチマークは、2023年9月21日を変更適用日として、「配当込み指数」に変更しております。上記グラフの2017年は、当該変更後のベンチマークの騰落率を表示しています。
- * ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
- * 2018年はファンドの設定日（2018年10月5日）から年末まで、2026年は6月末までの騰落率を表示しています。

- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページをご覧ください。
- ・ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入単位	購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 * 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	- 原則として、毎営業日の午後3時30分までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 * 販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 - 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 - 取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 「自動けいぞく投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 - なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2 【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時30分までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 *販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者となります。

<照会先>

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$						
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に＜為替ヘッジあり＞は「世界厳選有1」、＜為替ヘッジなし＞は「世界厳選無1」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr> <tr> <td>株式</td><td>原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。						

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 *ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	--

(3) 【信託期間】

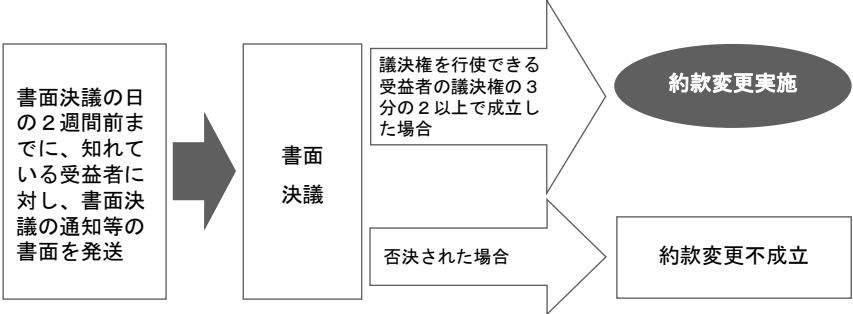
ファンドの信託期間	無期限（設定日：2018年10月5日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の受益権の総口数の合計が40億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	---

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年12月24日から翌年12月23日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5) 【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の受益権の総口数の合計が40億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 書面決議による繰上償還の流れ <pre>graph LR; A[書面決議の日 の2週間前までに、知 れている受益者 に対し、書面決 議の通知等の書 面を送付] --> B[書面 決議]; B -- "議決権を行使できる 受益者の議決権の3 分の2以上で成立し た場合" --> C([繰上償還実施]); B -- "否決された場合" --> D[繰上償還不成立];</pre> * 知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 * 上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。 * 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
------	--

信託約款の変更等	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合※を行うことができます。 ※投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。 ・その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更等の流れ  * 知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 * 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 * 上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 * ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対受益者の受益権買取請求の不適用	当ファンドは、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と運用委託先との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または運用委託先いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

運用報告書	・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2024年12月24日から2025年12月23日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榎原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）の2024年12月24日から2025年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）の2025年12月23日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2024年12月23日現在)	第8期 (2025年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,482,460,832	5,785,170,539
未収入金	73,612	36,249,157
流動資産合計	4,482,534,444	5,821,419,696
資産合計	4,482,534,444	5,821,419,696
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	172,348,586	70,712,584
未払金	7,169,488	291,954
未払解約金	852,315	36,469,092
未払受託者報酬	2,136,292	2,873,462
未払委託者報酬	34,821,467	46,837,294
その他未払費用	2,136,161	2,873,332
流動負債合計	219,464,309	160,057,718
負債合計	219,464,309	160,057,718
純資産の部		
元本等		
元本	3,036,767,511	3,634,548,882
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,226,302,624	2,026,813,096
(分配準備積立金)	421,048,325	623,301,830
元本等合計	4,263,070,135	5,661,361,978
純資産合計	4,263,070,135	5,661,361,978
負債純資産合計	4,482,534,444	5,821,419,696

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	819,469,859	980,203,281
為替差損益	△497,548,984	△417,787,423
営業収益合計	321,920,875	562,415,858
営業費用		
受託者報酬	3,911,757	5,250,908
委託者報酬	63,761,524	85,589,637
その他費用	3,917,451	5,256,603
営業費用合計	71,590,732	96,097,148
営業利益又は営業損失(△)	250,330,143	466,318,710
経常利益又は経常損失(△)	250,330,143	466,318,710
当期純利益又は当期純損失(△)	250,330,143	466,318,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額(△)	54,364,698	114,292,046
期首剰余金又は期首欠損金(△)	695,820,333	1,226,302,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	657,413,217	1,075,022,095
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	657,413,217	1,075,022,095
剰余金減少額又は欠損金増加額	322,896,371	626,538,287
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	322,896,371	626,538,287
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,226,302,624	2,026,813,096

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
1. 期首元本額 2,335,533,434円 期中追加設定元本額 1,754,736,273円 期中解約元本額 1,053,502,196円	1. 期首元本額 3,036,767,511円 期中追加設定元本額 2,061,313,644円 期中解約元本額 1,463,532,273円
2. 計算期間末日における受益権の総数 3,036,767,511口	2. 計算期間末日における受益権の総数 3,634,548,882口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。 2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(48,544,530円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(147,420,915円)、信託約款に規定される収益調整金(805,254,299円)及び分配準備積立金(225,082,880円)より分配対象収益は1,226,302,624円(1万口当たり4,038.15円)ですが、分配を行っておりません。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(63,047,522円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(288,979,142円)、信託約款に規定される収益調整金(1,403,511,266円)及び分配準備積立金(271,275,166円)より分配対象収益は2,026,813,096円(1万口当たり5,576.48円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 世界先進国株式 マザーファンドです。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。 親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	590,276,568	772,857,452
合 計	590,276,568	772,857,452

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第7期(2024年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	2,365,496,567	—	2,475,294,771	△109,798,204
カナダドル	94,769,865	—	96,406,576	△1,636,711
ユーロ	583,114,231	—	601,700,938	△18,586,707
イギリスポンド	802,521,747	—	831,039,466	△28,517,719
スイスフラン	82,528,448	—	84,944,160	△2,415,712
ノルウェークローネ	72,831,786	—	74,312,309	△1,480,523
デンマーククローネ	150,538,729	—	154,870,270	△4,331,541
香港ドル	117,158,419	—	122,739,888	△5,581,469
合 計	4,268,959,792	—	4,441,308,378	△172,348,586

第8期(2025年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	2,899,735,183	—	2,917,062,660	△17,327,477
カナダドル	287,447,966	—	294,754,665	△7,306,699
ユーロ	780,008,427	—	795,626,940	△15,618,513
イギリスポンド	971,665,816	—	994,407,633	△22,741,817
スイスフラン	57,834,521	—	58,995,540	△1,161,019
ノルウェークローネ	104,043,119	—	105,342,690	△1,299,571
デンマーククローネ	199,468,683	—	203,297,952	△3,829,269
香港ドル	259,013,012	—	260,441,231	△1,428,219
合 計	5,559,216,727	—	5,629,929,311	△70,712,584

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法

によっております。

イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
1口当たり純資産額 1.4038円 (1万口当たり純資産額 14,038円)	1口当たり純資産額 1.5577円 (1万口当たり純資産額 15,577円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2025年12月23日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	620,320,449	5,785,170,539	
	合計	620,320,449	5,785,170,539	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榎原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）の2024年12月24日から2025年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）の2025年12月23日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2024年12月23日現在)	第8期 (2025年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	178,843,767,187	427,157,658,961
未収入金	200,099,001	230,067,379
流動資産合計	179,043,866,188	427,387,726,340
資産合計	179,043,866,188	427,387,726,340
負債の部		
流動負債		
未払解約金	335,059,252	470,875,296
未払受託者報酬	81,404,525	187,371,123
未払委託者報酬	1,326,893,747	3,054,149,206
その他未払費用	3,862,763	4,238,256
流動負債合計	1,747,220,287	3,716,633,881
負債合計	1,747,220,287	3,716,633,881
純資産の部		
元本等		
元本	80,156,168,845	160,669,731,432
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	97,140,477,056	263,001,361,027
(分配準備積立金)	24,001,877,057	69,790,096,255
元本等合計	177,296,645,901	423,671,092,459
純資産合計	177,296,645,901	423,671,092,459
負債純資産合計	179,043,866,188	427,387,726,340

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	23,830,000,402	58,799,399,731
営業収益合計	23,830,000,402	58,799,399,731
営業費用		
受託者報酬	132,659,175	298,902,080
委託者報酬	2,162,344,452	4,872,103,751
その他費用	7,591,326	8,088,212
営業費用合計	2,302,594,953	5,179,094,043
営業利益又は営業損失(△)	21,527,405,449	53,620,305,688
経常利益又は経常損失(△)	21,527,405,449	53,620,305,688
当期純利益又は当期純損失(△)	21,527,405,449	53,620,305,688
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額(△)	2,807,154,392	2,937,470,873
期首剰余金又は期首欠損金(△)	27,620,870,210	97,140,477,056
剰余金増加額又は欠損金減少額	63,543,885,338	148,375,374,406
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	63,543,885,338	148,375,374,406
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,744,529,549	33,197,325,250
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	12,744,529,549	33,197,325,250
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	97,140,477,056	263,001,361,027

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
1. 期首元本額 34,826,383,481円 期中追加設定元本額 59,702,820,350円 期中解約元本額 14,373,034,986円	1. 期首元本額 80,156,168,845円 期中追加設定元本額 107,172,858,875円 期中解約元本額 26,659,296,288円
2. 計算期間末日における受益権の総数 80,156,168,845口	2. 計算期間末日における受益権の総数 160,669,731,432口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。 2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,018,519,793円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(16,701,731,264円)、信託約款に規定される収益調整金(73,138,599,999円)及び分配準備積立金(5,281,626,000円)より分配対象収益は97,140,477,056円（1万口当たり12,118.87円）ですが、分配を行っておりません。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,101,618,251円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(46,581,216,564円)、信託約款に規定される収益調整金(193,211,264,772円)及び分配準備積立金(19,107,261,440円)より分配対象収益は263,001,361,027円（1万口当たり16,369.04円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 世界先進国株式 マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	20,837,747,487	55,598,486,157
合 計	20,837,747,487	55,598,486,157

(デリバティブ取引等に関する注記)

第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	第 8 期 自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第 7 期 (2024年12月23日現在)	第 8 期 (2025年12月23日現在)
1口当たり純資産額 2,2119円 (1万口当たり純資産額 22,119円)	1口当たり純資産額 2,6369円 (1万口当たり純資産額 26,369円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2025年12月23日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド	45,802,388,883	427,157,658,961	
	合計	45,802,388,883	427,157,658,961	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2024年12月23日現在)	(2025年12月23日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		39,560,101,162	65,424,496,543
コール・ローン		16,346,466,448	52,096,055,224
株式		1,849,583,674,550	3,416,556,544,540
投資証券		39,957,519,632	72,298,933,642
派生商品評価勘定		—	52,294,288
未収入金		—	14,241,764,388
未収配当金		1,688,178,386	3,227,068,621
未収利息		49,263	856,373
流動資産合計		1,947,135,989,441	3,623,898,013,619
資産合計		1,947,135,989,441	3,623,898,013,619
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		348,231,052	4,346,435
未払金		2,375,846,111	23,265,044,829
未払解約金		945,927,558	1,616,718,521
流動負債合計		3,670,004,721	24,886,109,785
負債合計		3,670,004,721	24,886,109,785
純資産の部			
元本等			
元本		252,916,120,589	385,909,056,562
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		1,690,549,864,131	3,213,102,847,272
元本等合計		1,943,465,984,720	3,599,011,903,834
純資産合計		1,943,465,984,720	3,599,011,903,834
負債純資産合計		1,947,135,989,441	3,623,898,013,619

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)及び外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

(2024年12月23日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	186,523,672,938円
同期中における追加設定元本額	138,014,104,423円
同期中における解約元本額	71,621,656,772円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (年1回決算型)	583,334,743円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (年1回決算型)	23,274,220,763円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (奇数月決算型)	6,795,016円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (奇数月決算型)	546,250,760円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (毎月決算型)	1,097,825,136円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	226,902,793,449円
インベスコ グローバル・バリュー・エクイティ・オープン VA (適格機関投資家専用)	15,856,247円
インベスコ 世界先進国株式オープン (適格機関投資家専用)	489,044,475円
合計	252,916,120,589円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	252,916,120,589口

(2025年12月23日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	252,916,120,589円
同期中における追加設定元本額	226,956,796,345円
同期中における解約元本額	93,963,860,372円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (年1回決算型)	620,320,449円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (年1回決算型)	45,802,388,883円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (奇数月決算型)	12,322,976円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (奇数月決算型)	889,866,939円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (予想分配金提示型)	107,226円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (予想分配金提示型)	107,226円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (毎月決算型)	1,011,799,022円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	337,083,283,746円
インベスコ グローバル・バリュー・エクイティ・オープン V A (適格機関投資家専用)	13,691,607円
インベスコ 世界先進国株式オープン (適格機関投資家専用)	475,168,488円
合計	385,909,056,562円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	385,909,056,562口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、国内外の株式を主要投資対象としております。 国内外の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定すること限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年12月23日現在)	(2025年12月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(2024年12月23日現在)	(2025年12月23日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株 式	52,181,496,267	114,378,785,385
投資証券	△2,531,276,111	△17,021,111,239
合 計	49,650,220,156	97,357,674,146

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 アメリカドル	24,704,358,698	—	25,052,589,750	△348,231,052
合 計	24,704,358,698	—	25,052,589,750	△348,231,052

(2025年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 買 建 ユーロ	4,646,557,760	—	4,643,792,102	△2,765,658
香港ドル	1,597,188,283	—	1,595,607,506	△1,580,777
売 建 アメリカドル	18,234,203,814	—	18,181,909,526	52,294,288
合 計	24,477,949,857	—	24,421,309,134	47,947,853

(注) 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が

発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年12月26日 至 2024年12月23日	自 2024年12月24日 至 2025年12月23日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(2024年12月23日現在)	(2025年12月23日現在)
1口当たり純資産額 7,6842円 (1万口当たり純資産額 76,842円)	1口当たり純資産額 9,3261円 (1万口当たり純資産額 93,261円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

(2025年12月23日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	伊藤忠商事	4,270,100	9,460.00	40,395,146,000	
	日本円小計	4,270,100		40,395,146,000	
アメリカ ドル	AMETEK	1,706,322	206.23	351,894,786.06	
	HERC HOLDINGS	3,144,778	156.87	493,321,324.86	
	QXO	24,139,002	21.96	530,092,483.92	
	AMENTUM HOLDINGS	10,705,680	29.87	319,778,661.60	
	UNION PACIFIC	2,367,588	234.61	555,459,820.68	
	XPO	4,111,700	141.28	580,900,976.00	
	DARDEN RESTAURANTS	348,048	189.26	65,871,564.48	
	VIKING HOLDINGS	8,841,762	73.96	653,936,717.52	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	9,763,113	51.72	504,948,204.36	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	9,751,338	91.37	890,979,753.06	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-A	1,637,760	108.65	177,942,624.00	
	ABBOTT LABORATORIES	3,305,706	125.20	413,874,391.20	
	BECTON DICKINSON	461,785	196.74	90,851,580.90	
	ELEVANCE HEALTH	720,688	344.27	248,111,257.76	
	EAST WEST BANCORP	4,816,477	115.70	557,266,388.90	
	CME GROUP	233,271	273.20	63,729,637.20	
	CORPAY	849,118	313.97	266,597,578.46	
	KKR	2,775,162	131.42	364,711,790.04	
	MICROSOFT	2,207,967	484.92	1,070,687,357.64	
	DELL TECHNOLOGIES	3,749,554	126.61	474,731,031.94	
	BROADCOM	1,200,486	341.45	409,905,944.70	
	NVIDIA	2,364,063	183.69	434,254,732.47	
	TEXAS INSTRUMENTS	6,031,873	178.82	1,078,619,529.86	
	アメリカドル小計	105,233,241		10,598,468,137.61 (1,661,309,880,570)	
カナダドル	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	15,736,307	102.44	1,612,027,289.08	
	カナダドル小計	15,736,307		1,612,027,289.08 (183,835,592,046)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	AZELIS GROUP NV	25,143,749	9.29	233,711,146.95	
	IMCD NV	620,935	76.42	47,451,852.70	
	ELIS	10,188,341	23.96	244,112,650.36	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	667,759	627.70	419,152,324.30	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	20,557,677	22.09	454,119,084.93	
	PROSUS NV	10,564,602	52.85	558,339,215.70	
	RECORDATI	6,661,884	48.42	322,568,423.28	
	ASML HOLDING	541,984	896.00	485,617,664.00	
	ユーロ小計	74,946,931		2,765,072,362.22 (510,045,247,935)	
イギリス ポンド	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	66,169,341	11.55	764,255,888.55	
	STANDARD CHARTERED	23,330,879	17.94	418,672,623.65	
	3I GROUP	31,127,660	32.40	1,008,536,184.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	4,542,767	88.72	403,034,288.24	
	ROSEBANK INDUSTRIES	35,769,698	3.44	123,047,761.12	
	AVIVA	34,148,264	6.80	232,344,788.25	
	イギリスポンド小計	195,088,609		2,949,891,533.81 (623,164,586,517)	
スイス フラン	ZURICH INSURANCE GROUP	312,546	598.20	186,965,017.20	
	スイスフラン小計	312,546		186,965,017.20 (37,026,552,006)	
ノルウェー クローネ	AKER BP ASA	16,636,775	251.40	4,182,485,235.00	
	ノルウェークローネ小計	16,636,775		4,182,485,235.00 (64,912,170,847)	
デンマーク クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	8,476,457	400.70	3,396,516,319.90	
	NOVO NORDISK A/S-B	5,969,889	303.50	1,811,861,311.50	
	デンマーククローネ小計	14,446,346		5,208,377,631.40 (128,594,843,719)	
香港ドル	AIA GROUP	100,440,000	82.65	8,301,366,000.00	
	香港ドル小計	100,440,000		8,301,366,000.00 (167,272,524,900)	
	合計	527,110,855		3,416,556,544,540 (3,376,161,398,540)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3. 通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 23銘柄	100.00%	49.20%
カナダドル	株式 1銘柄	100.00%	5.45%
ユーロ	株式 8銘柄	100.00%	15.11%
イギリスポンド	株式 6銘柄	100.00%	18.46%
スイスフラン	株式 1銘柄	100.00%	1.10%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.00%	1.92%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	100.00%	3.81%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	4.95%

②株式以外の有価証券(投資証券)

(2025年12月23日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	AMERICAN TOWER	2,673,374	461,237,216.22	
		アメリカドル小計	2,673,374	461,237,216.22 (72,298,933,642)	
	合計			72,298,933,642 (72,298,933,642)	

- (注) 1. 小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3. 通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 1銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年12月24日から2026年6月23日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）の2025年12月24日から2026年6月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）の2026年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月24日から2026年6月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

【インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,785,170,539	5,893,073,284
派生商品評価勘定	—	10,249,517
未収入金	36,249,157	1,867,491
流動資産合計	5,821,419,696	5,905,190,292
資産合計	5,821,419,696	5,905,190,292
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	70,712,584	57,539,562
未払金	291,954	169,552
未払解約金	36,469,092	3,654,673
未払受託者報酬	2,873,462	3,069,239
未払委託者報酬	46,837,294	50,028,589
その他未払費用	2,873,332	3,069,115
流動負債合計	160,057,718	117,530,730
負債合計	160,057,718	117,530,730
純資産の部		
元本等		
元本	3,634,548,882	3,503,185,769
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,026,813,096	2,284,473,793
(分配準備積立金)	623,301,830	511,746,623
元本等合計	5,661,361,978	5,787,659,562
純資産合計	5,661,361,978	5,787,659,562
負債純資産合計	5,821,419,696	5,905,190,292

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年12月24日 至 2025年6月23日	当中間計算期間 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	288,928,435	610,698,066
為替差損益	59,189,214	△205,022,117
営業収益合計	348,117,649	405,675,949
営業費用		
受託者報酬	2,377,446	3,069,239
委託者報酬	38,752,343	50,028,589
その他費用	2,377,331	3,069,115
営業費用合計	43,507,120	56,166,943
営業利益又は営業損失(△)	304,610,529	349,509,006
経常利益又は経常損失(△)	304,610,529	349,509,006
中間純利益又は中間純損失(△)	304,610,529	349,509,006
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	14,360,827	24,824,448
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,226,302,624	2,026,813,096
剰余金増加額又は欠損金減少額	164,434,761	327,868,370
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	164,434,761	327,868,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	169,997,856	394,892,231
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	169,997,856	394,892,231
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,510,989,231	2,284,473,793

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの中間計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間 (2025年12月23日現在)		当中間計算期間 (2026年6月23日現在)	
1. 期首元本額	3,036,767,511円	1. 期首元本額	3,634,548,882円
期中追加設定元本額	2,061,313,644円	期中追加設定元本額	580,861,293円
期中解約元本額	1,463,532,273円	期中解約元本額	712,224,406円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,634,548,882口	2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,503,185,769口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2024年12月24日 至 2025年6月23日		当中間計算期間 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日	
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。		投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間(2025年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売 建				
アメリカドル	2,899,735,183	—	2,917,062,660	△17,327,477
カナダドル	287,447,966	—	294,754,665	△7,306,699
ユーロ	780,008,427	—	795,626,940	△15,618,513
イギリスポンド	971,665,816	—	994,407,633	△22,741,817
スイスフラン	57,834,521	—	58,995,540	△1,161,019
ノルウェークローネ	104,043,119	—	105,342,690	△1,299,571
デンマーククローネ	199,468,683	—	203,297,952	△3,829,269
香港ドル	259,013,012	—	260,441,231	△1,428,219
合 計	5,559,216,727	—	5,629,929,311	△70,712,584

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

- (1) 当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - ② 同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

当中間計算期間(2026年6月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	3,224,507,003	—	3,276,472,435	△51,965,432
カナダドル	271,694,605	—	268,645,689	3,048,916
ユーロ	557,108,085	—	555,317,374	1,790,711
イギリスポンド	1,145,625,226	—	1,147,890,043	△2,264,817
スイスフラン	105,272,617	—	103,620,395	1,652,222
ノルウェークローネ	113,007,896	—	109,674,828	3,333,068
デンマーククローネ	128,908,884	—	128,493,689	415,195
香港ドル	255,400,859	—	258,700,767	△3,299,908
合 計	5,801,525,175	—	5,848,815,220	△47,290,045

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

- (1) 当中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - ② 同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ) 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ) 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 同中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
1口当たり純資産額 1.5577円 (1万口当たり純資産額 15,577円)	1口当たり純資産額 1.6521円 (1万口当たり純資産額 16,521円)

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）の2025年12月24日から2026年6月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）の2026年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月24日から2026年6月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	427,157,658,961	548,299,541,260
未収入金	230,067,379	858,572,488
流動資産合計	427,387,726,340	549,158,113,748
資産合計	427,387,726,340	549,158,113,748
負債の部		
流動負債		
未払解約金	470,875,296	1,302,783,069
未払受託者報酬	187,371,123	263,278,079
未払委託者報酬	3,054,149,206	4,291,432,681
その他未払費用	4,238,256	6,336,580
流動負債合計	3,716,633,881	5,863,830,409
負債合計	3,716,633,881	5,863,830,409
純資産の部		
元本等		
元本	160,669,731,432	187,043,383,079
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	263,001,361,027	356,250,900,260
(分配準備積立金)	69,790,096,255	62,479,350,612
元本等合計	423,671,092,459	543,294,283,339
純資産合計	423,671,092,459	543,294,283,339
負債純資産合計	427,387,726,340	549,158,113,748

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年12月24日 至 2025年 6 月23日	当中間計算期間 自 2025年12月24日 至 2026年 6 月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	14,625,111,790	52,698,256,484
営業収益合計	14,625,111,790	52,698,256,484
営業費用		
受託者報酬	111,530,957	263,278,079
委託者報酬	1,817,954,545	4,291,432,681
その他費用	3,849,956	6,336,580
営業費用合計	1,933,335,458	4,561,047,340
営業利益又は営業損失(△)	12,691,776,332	48,137,209,144
経常利益又は経常損失(△)	12,691,776,332	48,137,209,144
中間純利益又は中間純損失(△)	12,691,776,332	48,137,209,144
一部解約に伴う中間純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う中間純損失金額 の分配額(△)	△495,547,002	1,802,591,995
期首剰余金又は期首欠損金(△)	97,140,477,056	263,001,361,027
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,301,587,730	79,230,119,199
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	43,301,587,730	79,230,119,199
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,712,798,645	32,315,197,115
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	12,712,798,645	32,315,197,115
中間剰余金又は中間欠損金(△)	140,916,589,475	356,250,900,260

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
1. 期首元本額 80,156,168,845円 期中追加設定元本額 107,172,858,875円 期中解約元本額 26,659,296,288円	1. 期首元本額 160,669,731,432円 期中追加設定元本額 46,121,952,370円 期中解約元本額 19,748,300,723円
2. 計算期間末日における受益権の総数 160,669,731,432口	2. 中間計算期間末日における受益権の総数 187,043,383,079口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2024年12月24日 至 2025年6月23日	当中間計算期間 自 2025年12月24日 至 2026年6月23日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。	投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前計算期間 (2025年12月23日現在)	当中間計算期間 (2026年6月23日現在)
1口当たり純資産額 2,6369円 (1万口当たり純資産額 26,369円)	1口当たり純資産額 2,9046円 (1万口当たり純資産額 29,046円)

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2025年12月23日現在)	(2026年 6 月23日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		65,424,496,543	120,158,003,209
コール・ローン		52,096,055,224	51,241,414,762
株式		3,416,556,544,540	4,269,477,704,619
投資証券		72,298,933,642	76,234,951,272
派生商品評価勘定		52,294,288	81,663
未収入金		14,241,764,388	8,418,383,825
未収配当金		3,227,068,621	6,792,730,086
未収利息		856,373	1,193,293
流動資産合計		3,623,898,013,619	4,532,324,462,729
資産合計		3,623,898,013,619	4,532,324,462,729
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,346,435	12,023,708
未払金		23,265,044,829	16,189,293,968
未払解約金		1,616,718,521	2,814,124,213
流動負債合計		24,886,109,785	19,015,441,889
負債合計		24,886,109,785	19,015,441,889
純資産の部			
元本等			
元本		385,909,056,562	435,548,783,523
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		3,213,102,847,272	4,077,760,237,317
元本等合計		3,599,011,903,834	4,513,309,020,840
純資産合計		3,599,011,903,834	4,513,309,020,840
負債純資産合計		3,623,898,013,619	4,532,324,462,729

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)及び外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2025年12月23日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	252,916,120,589円
同期中における追加設定元本額	226,956,796,345円
同期中における解約元本額	93,963,860,372円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (年1回決算型)	620,320,449円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (年1回決算型)	45,802,388,883円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (奇数月決算型)	12,322,976円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (奇数月決算型)	889,866,939円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (予想分配金提示型)	107,226円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (予想分配金提示型)	107,226円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (毎月決算型)	1,011,799,022円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	337,083,283,746円
インベスコ グローバル・バリュー・エクイティ・オープン V A (適格機関投資家専用)	13,691,607円
インベスコ 世界先進国株式オープン (適格機関投資家専用)	475,168,488円
合計	385,909,056,562円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	385,909,056,562口

(2026年 6 月23日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	385, 909, 056, 562円
同期中における追加設定元本額	114, 127, 374, 454円
同期中における解約元本額	64, 487, 647, 493円
同中間計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (年1回決算型)	568, 697, 723円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (年1回決算型)	52, 912, 408, 444円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (奇数月決算型)	13, 505, 027円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (奇数月決算型)	1, 045, 517, 036円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (予想分配金提示型)	109, 776円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (予想分配金提示型)	4, 330, 246円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞ (毎月決算型)	910, 814, 190円
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	380, 036, 429, 082円
インベスコ グローバル・バリュー・エクイティ・オープン V A (適格機関投資家専用)	12, 825, 983円
インベスコ 世界先進国株式オープン (適格機関投資家専用)	44, 146, 016円
合計	435, 548, 783, 523円
2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	435, 548, 783, 523口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年12月23日現在)	(2026年 6 月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2025年12月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買 建				
ユーロ	4,646,557,760	—	4,643,792,102	△2,765,658
香港ドル	1,597,188,283	—	1,595,607,506	△1,580,777
売 建				
アメリカドル	18,234,203,814	—	18,181,909,526	52,294,288
合 計	24,477,949,857	—	24,421,309,134	47,947,853

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(2026年6月23日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買 建 ユーロ	1, 015, 316, 493	—	1, 014, 707, 918	△608, 575
売 建 アメリカドル	28, 015, 316, 493	—	28, 026, 649, 963	△11, 333, 470
合 計	29, 030, 632, 986	—	29, 041, 357, 881	△11, 942, 045

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

- (1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - ② 同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ) 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ) 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 同中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

(2025年12月23日現在)	(2026年6月23日現在)
1口当たり純資産額 9.3261円 (1万口当たり純資産額 93,261円)	1口当たり純資産額 10.3624円 (1万口当たり純資産額 103,624円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2026年6月30日現在)

<為替ヘッジあり>

I 資産総額	11,508,424,520 円
II 負債総額	5,718,376,342 円
III 純資産総額(I - II)	5,790,048,178 円
IV 発行済数量	3,480,161,275 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.6637 円

<為替ヘッジなし>

I 資産総額	555,061,162,725 円
II 負債総額	961,705,454 円
III 純資産総額(I - II)	554,099,457,271 円
IV 発行済数量	188,653,151,207 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	2.9371 円

(参考)インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド

I 資産総額	4,564,085,857,606 円
II 負債総額	20,025,468,164 円
III 純資産総額(I - II)	4,544,060,389,442 円
IV 発行済数量	433,502,369,130 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	10.4822 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

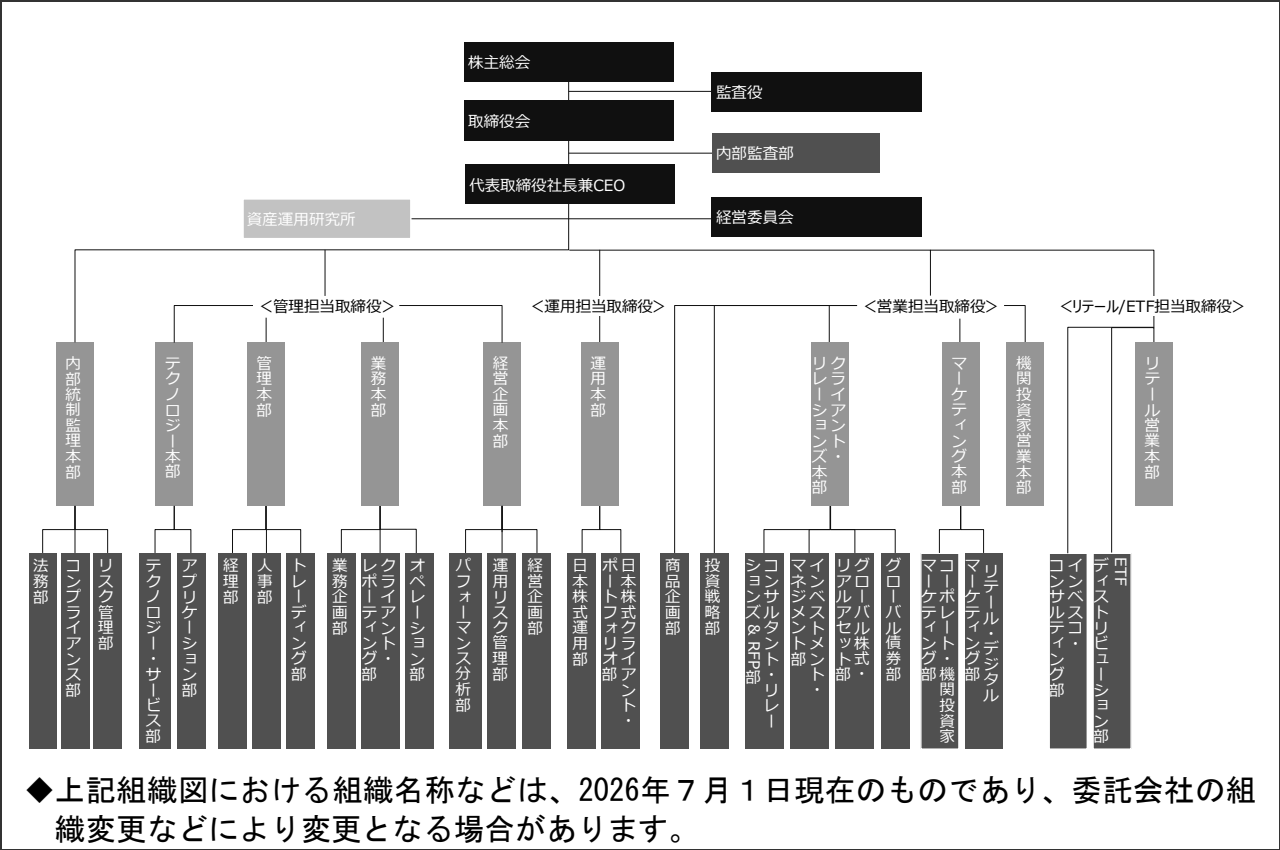
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年 6 月末 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近 5 カ年における 主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会（原則、月次で開催）は、リスク管理委員会（原則、四半期毎で開催）の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2026年6月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	129	11,617,494
	公社債投資信託	2	888
	合計	131	11,618,382
	*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。		

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

榊原 康太

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 36 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		9,295,878		12,298,862
前払費用		143,246		148,635
未収入金		482,312		325,012
未収委託者報酬		1,511,218		2,395,986
未収運用受託報酬		693,868		740,233
未収投資助言報酬		3,709		2,547
短期貸付金 ※ 1		500,000		3,000,000
差入保証金		—		367,507
その他の流動資産		248		342
流動資産計		12,630,482		19,279,126
固定資産				
有形固定資産 ※ 2				
建物附属設備	49,665		32,509	
器具備品	74,574		70,941	
建設仮勘定	2,708	126,948	16,690	120,141
無形固定資産				
ソフトウェア	74,582		77,816	
ソフトウェア仮勘定	1,644		1,646	
電話加入権	3,472		3,972	
のれん	137,382		112,403	
顧客関連資産	736,431	953,512	602,534	798,373
投資その他の資産				
投資有価証券	2,937		3,265	
差入保証金	383,384		17,729	
繰延税金資産	892,638		967,432	
その他の投資	3,125	1,282,086	4,509	992,937
固定資産計		2,362,548		1,911,452
資産合計		14,993,030		21,190,579

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		40,836		160,836
未払金				
未払手数料	552,129		1,006,332	
その他未払金	1,079,316	1,631,446	1,428,255	2,434,588
未払費用		353,051		453,519
未払法人税等		1,209,923		1,979,145
未払消費税等		823,419		962,617
賞与引当金		2,146,908		2,311,739
資産除去債務		—		124,481
その他の流動負債		31,849		37,861
流動負債計		6,237,434		8,464,787
固定負債				
長期預り金		117,535		—
退職給付引当金		801,484		892,257
役員退職慰労引当金		109,590		126,304
資産除去債務		124,532		—
固定負債計		1,153,142		1,018,562
負債合計		7,390,577		9,483,350
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	2,194,203	2,194,203	6,298,704	6,298,704
利益剰余金合計		2,194,203		6,298,704
株主資本合計		7,601,156		11,705,657
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,296		1,571
評価・換算差額等合計		1,296		1,571
純資産合計		7,602,452		11,707,229
負債・純資産合計		14,993,030		21,190,579

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		27,957,155		44,715,683
運用受託報酬		2,209,544		1,788,783
投資助言報酬		51,936		27,008
その他営業収益		2,747,522		2,854,994
営業収益計		32,966,159		49,386,470
営業費用				
支払手数料		13,661,093		22,515,975
広告宣伝費		173,041		546,807
調査費				
調査費	507,332		436,953	
委託調査費	5,912,186		9,039,178	
図書費	2,551	6,422,070	2,599	9,478,731
委託計算費		575,398		685,331
営業雑経費				
通信費	10,354		10,422	
印刷費	47,210		13,317	
協会費	25,374	82,939	25,444	49,184
営業費用計		20,914,543		33,276,031
一般管理費				
給料				
役員報酬	114,424		130,648	
給料・手当	1,680,370		1,681,130	
賞与	317,959	2,112,755	133,894	1,945,673
交際費		48,246		64,211
寄付金		1,108		1,108
旅費交通費		96,436		115,874
租税公課		139,089		191,681
不動産賃借料		333,862		346,363
退職給付費用		174,295		165,559
役員退職慰労引当金繰入額		24,928		16,714
賞与引当金繰入額		2,288,609		1,855,534
減価償却費		231,970		235,172
福利厚生費		298,799		265,212
諸経費		3,088,201		3,430,882
一般管理費計		8,838,304		8,633,987
営業利益		3,213,311		7,476,452

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息 ※ 1		18,222		35,533
保険配当金		5,662		5,640
投資有価証券損益		221		—
ヘッジコスト配賦利益		47,513		85,809
雑益		168		170
営業外収益計		71,789		127,154
営業外費用				
為替換算差損		77,666		28,332
固定資産除却損		0		—
投資有価証券損益		—		68
雑損		37		21
営業外費用計		77,703		28,422
経常利益		3,207,397		7,575,184
税引前当期純利益		3,207,397		7,575,184
法人税、住民税及び事業税		1,385,911		2,545,599
法人税等調整額		△299,758		△74,916
法人税等計		1,086,152		2,470,683
当期純利益		2,121,244		5,104,500

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	1, 072, 958	1, 072, 958	6, 479, 912
当期変動額						
当期純利益				2, 121, 244	2, 121, 244	2, 121, 244
剰余金の配当				△1, 000, 000	△1, 000, 000	△1, 000, 000
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1, 121, 244	1, 121, 244	1, 121, 244
当期末残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	2, 194, 203	2, 194, 203	7, 601, 156

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,581	1,581	6,481,493
当期変動額			
当期純利益			2,121,244
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)	△284	△284	△284
当期変動額合計	△284	△284	1,120,959
当期末残高	1,296	1,296	7,602,452

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	2, 194, 203	2, 194, 203	7, 601, 156
当期変動額						
当期純利益				5, 104, 500	5, 104, 500	5, 104, 500
剰余金の配当				△1, 000, 000	△1, 000, 000	△1, 000, 000
株主資本以外の項目の当期の変動額 （純額）						
当期変動額合計	—	—	—	4, 104, 500	4, 104, 500	4, 104, 500
当期末残高	4, 000, 000	1, 406, 953	1, 406, 953	6, 298, 704	6, 298, 704	11, 705, 657

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,296	1,296	7,602,452
当期変動額			
当期純利益			5,104,500
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	275	275	275
当期変動額合計	275	275	4,104,776
当期末残高	1,571	1,571	11,707,229

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項がないため、注記を省略しております。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期貸付金	500,000	3,000,000

※2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	533,044	575,049

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
受取利息	18,222	35,527

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	基準日	効力発生日
2024年3月30日	普通株式	1,000,000	2023年12月31日	2024年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日	普通株式	1,000,000	2024年12月31日	2025年3月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内	249,762	166,508
1年超	166,508	—
合計	416,270	166,508

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	2,937	2,937	—
差入保証金	383,384	379,432	△3,952
資産計	386,322	382,369	△3,952
長期預り金	(117,535)	(116,270)	1,264
負債計	(117,535)	(116,270)	1,264

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

当事業年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,265	3,265	—
差入保証金	385,236	383,182	△2,054
資産計	388,502	386,447	△2,054

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	2,937	-	2,937
資産計	-	2,937	-	2,937

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	3,265	-	3,265
資産計	-	3,265	-	3,265

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	379,432	-	379,432
資産計	-	379,432	-	379,432
長期預り金	-	(116,270)	-	(116,270)
負債計	-	(116,270)	-	(116,270)

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	383,182	-	383,182
資産計	-	383,182	-	383,182

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

当事業年度末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1) 預金	9,295,878	—	—
(2) 未収入金	482,312	—	—
(3) 未収委託者報酬	1,511,218	—	—
(4) 未収運用受託報酬	693,868	—	—
(5) 未収投資助言報酬	3,709	—	—
(6) 短期貸付金	500,000	—	—
(7) 差入保証金	—	383,384	—
合計	12,486,987	383,384	—

当事業年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1) 預金	12,298,862	—	—
(2) 未収入金	325,012	—	—
(3) 未収委託者報酬	2,395,986	—	—
(4) 未収運用受託報酬	740,233	—	—
(5) 未収投資助言報酬	2,547	—	—
(6) 短期貸付金	3,000,000	—	—
(7) 差入保証金	367,507	17,729	—
合計	19,130,148	17,729	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位：千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,068	2,937	1,868
小計	1,068	2,937	1,868
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,068	2,937	1,868

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位：千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,000	3,265	2,265
小計	1,000	3,265	2,265
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,000	3,265	2,265

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の重要な売却はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の重要な売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	832,963
退職給付費用	142,890
退職給付の支払額	△81,872
その他未払金への振替額	△92,495
退職給付引当金の期末残高	801,484

（2）退職給付に関連する損益

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	142,890

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）において、31,405千円であります。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	801,484
退職給付費用	133,164
退職給付の支払額	△26,523
その他未払金への振替額	△15,868
退職給付引当金の期末残高	892,257

(2) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	133,164

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)において、32,395千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	657,383	707,854
未払費用	31,664	44,285
未払退職金	28,322	4,858
株式報酬費用	80,661	75,547
退職給付引当金	245,414	273,209
役員退職給付引当金	33,556	38,674
資産除去債務	38,131	38,116
その他	99,553	137,329
繰延税金資産小計	1,214,687	1,319,876
評価性引当額	△317,102	△349,999
繰延税金資産合計	897,584	969,876
繰延税金負債		
資産除去債務	△4,373	△1,749
その他有価証券評価差額金	△572	△693
繰延税金負債合計	△4,945	△2,443
繰延税金資産(負債)の純額	892,638	967,432

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
税額控除調整額	-0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%

当事業年度（2025年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
評価性引当額	0.4%
税額控除調整額	-0.3%
その他	-0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は△0.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期首残高	124,583	124,532
時の経過による調整額	△51	△51
当期末残高	124,532	124,481

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	27,957,155	2,009,082	51,936	2,747,522	32,765,697
成功報酬	—	200,462	—	—	200,462
合計	27,957,155	2,209,544	51,936	2,747,522	32,966,159

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	44,715,683	1,643,288	27,008	2,854,994	49,240,975
成功報酬	—	145,495	—	—	145,495
合計	44,715,683	1,788,783	27,008	2,854,994	49,386,470

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社のセグメントは、資産運用業として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社のセグメントは、資産運用業として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,551,518	2,477,602	824,855	155,027	5,009,003

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として開示しております。

(単位：千円)

ファンド名称	委託者報酬
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	23,322,288

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,449,934	2,584,113	587,219	49,519	4,670,786

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として開示しております。

(単位：千円)	
ファンド名称	委託者報酬
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ (毎月決算型)	37,170,284

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がいらないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,270,487 千円ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	18,222	短期貸付金	500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	17,230,240 千円ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	35,527	短期貸付金	3,000,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	Midtown Union, 1331 Spring Street, Suite 2500, Atlanta, GA 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,986,911	未収入金	303,757
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	5,136,139	その他未払金	561,400

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	Midtown Union, 1331 Spring Street, Suite 2500, Atlanta, GA 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,850,862	未収入金	164,802
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	8,181,514	その他未払金	929,541

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額 190,061円32銭	1株当たり純資産額 292,680円72銭
1株当たり当期純利益金額 53,031円10銭	1株当たり当期純利益金額 127,612円52銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	2,121,244	5,104,500
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,121,244	5,104,500
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	---

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

信託約款

追加型証券投資信託
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ M S C I ワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）をベンチマークとします。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ マザーファンドの運用にあたっては、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ⑦ 投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

（3）投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信託約款

⑨ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配方針

分配金額は、委託者が、基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託

インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびインベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）信託約款に規定する信託の合計で金10兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申し込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申し込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

信託約款

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料等）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申し込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める積立投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申し込みに応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申し込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申し込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」という場合があります。また、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数

信託約款

の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条から第27条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を主として、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

信託約款

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、ならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第24条から第28条まで、第30条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第24条から第28条まで、第30条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならび

信託約款

に当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（実質的運用の権限委託）

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、マザーファンドの運用に関する権限を次の者に委託します。

名称：インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド

所在地：英国 オックスフォードシャー

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第42条に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、委託者が受ける報酬に40%の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第22条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図

信託約款

をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第27条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

- 第27条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間

信託約款

に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第30条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第19条第1項に定める運用指図に関する権限の委託先を含みます。）のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引によ

信託約款

り取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに、登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第34条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借り入れ）

第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等、および有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第37条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第38条 投資信託財産に属する有価証券について、借り替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月24日から翌年12月23日までとします。ただし、第1期計算期間は、信託契約締結日から平成30年12月25日までとします。

信託約款

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸経費および諸費用）

第41条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
1. 監査費用
 2. 法律顧問・税務顧問への報酬
 3. 受益権の管理事務に関連する費用等
 4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出に係る費用
 5. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. 受益者に対してする公告に係る費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等に係る費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。当該諸費用は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の173の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（利益の処理方法）

第43条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該

信託約款

諸経費に係る消費税等相当額、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申し込みに応じるものとしします。当該取得申し込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第47条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額（ただし、第12条第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍としします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

信託約款

- ③ 委託者が、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益者の一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第49条 委託者は、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、この信託に係る受益権の口数とインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）信託約款に規定する信託に係る受益権の口数との合計が40億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

（委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

信託約款

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託終了後に生じた金銭の取り扱い)

第57条 委託者は、投資信託財産の信託終了後に金銭が生じた場合、日本赤十字社への寄付を行うことの指図をすることができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の

信託約款

方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第59条 委託者が、受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成30年10月 5 日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託約款

追加型証券投資信託
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ M S C I ワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ マザーファンドの運用にあたっては、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ⑦ 投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

（3）投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

信託約款

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配方針

分配金額は、委託者が、基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託

インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびインベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）信託約款に規定する信託の合計で金10兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申し込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申し込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

信託約款

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料等）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申し込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める積立投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申し込みに応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申し込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申し込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」という場合があります。また、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数

信託約款

の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条から第27条までに定めるものに限りま。
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を主として、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

信託約款

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、ならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第24条から第28条まで、第30条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第24条から第28条まで、第30条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならび

信託約款

に当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（実質的運用の権限委託）

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、マザーファンドの運用に関する権限を次の者に委託します。

名称：インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド

所在地：英国 オックスフォードシャー

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第42条に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、委託者が受ける報酬に40%の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとし、

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第22条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図

信託約款

をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第27条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

- 第27条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間

信託約款

に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第30条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第19条第1項に定める運用指図に関する権限の委託先を含みます。）のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引によ

信託約款

り取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに、登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第34条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借り入れ）

第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等、および有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第37条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第38条 投資信託財産に属する有価証券について、借り替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月24日から翌年12月23日までとします。ただし、第1期計算期間は、信託契約締結日から平成30年12月25日までとします。

信託約款

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸経費および諸費用）

第41条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
1. 監査費用
 2. 法律顧問・税務顧問への報酬
 3. 受益権の管理事務に関連する費用等
 4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出に係る費用
 5. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. 受益者に対してする公告に係る費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等に係る費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。当該諸費用は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の173の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（利益の処理方法）

第43条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該

信託約款

諸経費に係る消費税等相当額、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申し込みに応じるものとしします。当該取得申し込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第47条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額（ただし、第12条第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍としします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

信託約款

- ③ 委託者が、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益者の一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第49条 委託者は、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、この信託に係る受益権の口数とインベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）信託約款に規定する信託に係る受益権の口数との合計が40億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

（委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

信託約款

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託終了後に生じた金銭の取り扱い）

第57条 委託者は、投資信託財産の信託終了後に金銭が生じた場合、日本赤十字社への寄付を行うことの指図をすることができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の

信託約款

方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第59条 委託者が、受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成30年10月 5 日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託約款

「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」信託約款（抜粋） —運用の基本方針—

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式に投資します。
- ② 日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、当社独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較でみた割安銘柄に分散投資し、投資信託財産の長期的な成長をめざします。当ファンドのベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とします。
- ③ 銘柄選択にあたっては、当社独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタル分析と株価の適正水準評価等ボトム・アップ・アプローチにより行います。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤ 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の総資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（取引所金融商品市場（外国市場を含む。）に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。